

イギリスの高齢者及び障がい者調査と介護者

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: ja 出版者: 静岡大学人文学部 公開日: 2012-05-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三富, 紀敬 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.14945/00006661 |

論 説

イギリスの高齢者及び障がい者調査と介護者

三 富 紀 敏

はじめに

介護と介護者の歴史に関する研究成果は、フィンランドなどの北欧を含むヨーロッパ諸国や日本で1980年代初頭以降に公刊される。17世紀から19世紀はもとより、20世紀中葉も研究対象に設定している。これらの作業は、今日における介護と介護者を直接に扱うわけではないとはいえ、歴史分析を通して今日における介護と介護者の位置を明らかにする上で有益な成果である。歴史分析ならではの得難い貢献である。しかし、日本には、残念なことにヨーロッパやアメリカはもとより日本における歴史研究のごく一部さえも把握しないままに介護や介護者の歴史について評する議論が、一部に認められる。2000年に初めて登場してのち2008年に公刊された学会誌や編著に収められた論文が、それである。論者は驚くことに複数を数える。こうした動きは、世界広しといえども諸外国には全く認めることのできない日本に特有な、いささか不可思議とも思える事情である。

こうした誠に残念な動向が一部ではあれ認められることから、介護と介護者の歴史研究の成果を今一度振り返ると共に、イギリスの1886年に始まる高齢者調査や同じく1908年から蓄積を記録する障がい者調査を視野に収めながら、介護と介護者の歴史について検討したいと考える。

1. 介護の歴史に関する内外の議論

樋口恵子氏は、「…主として高齢者に対して言われる『介護』（ケア）は、大昔から存在したものではない。『介護』は、20世紀最後の四半世紀に至って、日本をはじめ高齢化がすすむ先進国において拡大し、可視化（今のは「見える化」というが）顕在化したものである。だから介護は『今始まった』事実である」⁽¹⁾と述べて、介護の歴史を明確に否定する。氏は、1970年代後半に漸く「可視化」あるいは「見える化」されたことを座標軸に、介護の歴史は存在しないと評する。忘れ去られたままの、見えざる歴史、あるいは「拡大」する以前の歴史は歴史の一部ではない、と理解されるようである。樋口氏は、「高知県の毛利曾免という女性で、中風の姑と夫を抱えた貧

しい生活の中で、長年にわたって食事、排泄、入浴など手厚い看護をした、として1909（明治42）年県知事表彰を受けている」と、折井美耶子氏の業績を紹介しながら、明治期における「介護嫁表彰」について述べる。しかし、このような「長年にわたって…手厚い看護をした」事実とこれに着目して家族の営みを奨励する明治期の「介護嫁表彰」制度でさえ、樋口氏に従えば介護の歴史の一齣ではないようである。明治期の「介護嫁表彰」制度は、女性による「手厚い看護」が「顕在化」されたからこそ政策当局者による着目を浴び産声をあげたのであるまいか。

しかも、1970年代後半に始まる断ずる介護は、見られるように日本に止まらず「先進国」に共通すると述べる。しかし、氏は、「先進国」における人口の高齢化が高齢者介護とも相俟つて政策上の論点として既に1930年代に登場していたことを知らないようであり、不思議なことに日本を除く「先進国」の介護や介護を担う女性たちの運動について一言なりとも具体的な言及をすることなく、介護は、1970年代後半以降に始まるとの評価を加える。また、「日本の家族介護を暗く、見えにくくしていたのは、その主な担い手の多くが同居の『嫁』である、という事情によって、諸外国に比べて介護の実態が密室に閉ざされてきた、と言うことができる」⁽²⁾と断ずるに当たって、諸外国における介護者の性別構成や婚姻状態別構成及び要介護者との居住形態別構成とそれらの影響について一言なりとも述べるわけではない。「先進国」に対して与えられた二つの評価の根拠は、氏の論稿に目を通す限り不明のままである。

上野千鶴子氏は、「…高齢者介護に限れば、…『家族介護』そのものが歴史的に存在していたかどうかすら実はうたがわしい。高齢者の『家族介護』負担そのものが、歴史的に見て新しい現象だと考えられるからである」⁽³⁾と評する。なんとなれば「…介護期間が長期化し、要介護状態が重度化することは今日に比べれば少なかった」⁽⁴⁾からであると否定の論拠について示す。このように氏は、一方では「家族介護」の存在自体に強い疑問もしくは否定的な見解を示しながら、他方では、相対的に「少なかった」と一定の制約を付けるとはいえ、「介護期間が長期化し、要介護状態が重度化すること」の存在自体を認める。両者は明らかに矛盾すると考えられるが、いかがであろうか。前者の結論を支える理由として後者は不適当である。後者の事実を認めるのであれば、議論の首尾一貫性を保つために前者の結論も自ずと修正を余儀なくされる。しかし、氏は、そのように論じていない。結果は、介護の歴史の明確な否定である。

武川正吾氏は、「高齢者介護」はもとより広く「介護」は、「1980年代に出現したまったく新しい社会問題である」⁽⁵⁾と断ずる。樋口氏よりもさらに5年のちの80年代以降の出現と時期を定める。氏は、そうした評価の拠り所として「戦前の社会では」と時期を限った上で、要介護状態に陥る可能性が小さく、そうした状態になったとしても今日のような長期の要介護状態も少なかったと述べる。上野氏が示した論拠の一つ、すなわち、介護期間の長期化の少なさについて上野氏よりも8年前に指摘しながら介護の歴史について否定する。

氏は、「介護の問題」が1980年代に現れた「まったく新しい社会問題である」と断するに当たって、第二次世界大戦前の時期を引き合いに出す限りであって、1945年から79年に至る30年以上の期間は、完全に黙殺される。日本の介護者調査は、拙著『欧米の介護保障と介護者支援—家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論—』（ミネルヴァ書房、2010年）に述べたように⁽⁶⁾、戦前からの高齢者調査の流れを継承しながら1963年から実施される。1970年代までに限っても至る所で調査が実施される。介護を社会問題として理解すればこそ実に膨大な調査の相次ぐ登場である。しかし、氏にあっては、こうした事実さえそもそもご存じないようである。完全に黙殺された上で結論が導かれる。

諸氏の議論には、介護や介護者の歴史を明確に否定するに当たって、共通する特徴がある。樋口氏等は、高齢者介護を論ずるに際して平均寿命を問題にする限りであって平均余命について語ることはない。近世や近代の平均寿命が、人口学の常識として広く紹介され、介護の歴史研究でも指摘されてきたように乳幼児の多死に強く規定されたと考えるならば、介護の歴史を語るに当たって平均寿命に止まることなく平均余命を問題にしなければなるまい。これは人口学の成果であるに止まらない。社会保障や社会福祉の代表的な論者によって早くから学び取られ分析にいかされている。例えば吉田秀夫・三浦文夫『老後の生活と保障』（家の光協会、1973年、改訂版、1975年、小笠原祐次監修、戦後高齢社会基本文献集、日本図書センター、第16巻、2007年）などの良く知られた著書が、高齢者の暮らしを描くに当たって平均余命とその推移を確かめている通りである。しかし、樋口氏等の論稿に平均余命の言葉は、一度として登場しない。今一つは、日本はもとより諸外国における歴史研究の成果をそもそもご存じないのであろうか、完全に黙殺していることである。先達の業績を視野に收め正確に把握しながら持論を展開することが、研究の至極基本的な作法の一つであることを思い起こすならば、何とも不思議な処し方である。平均余命を全く問題にし得なかつたことは、諸外国はもとより国内の得難い先行研究にさえ目を配ろうとしない結果の一つでもある。

外国研究を引き合いに出すまでもない。日本の近世史研究は、早くから介護や介護者の問題を視野に收め実に貴重な成果を世に問うてきた。その論者も少なくない。

比較的最近の代表的な業績の一部を紹介しよう。柳谷慶子氏は、新村拓氏によって新たに切り開かれ国際的にも有為な業績を継承しながら日本近世社会の高齢者介護研究に貴重な一石を投じる。氏は、「江戸時代の平均寿命」は、「現代に比べるとかなり短命の印象を受けそうであるが、これは乳幼児期の死亡率の高さに原因があり、幼児期を無事に乗り切ることが出来れば、平均して60歳まで生き延びることが珍しくはない時代になっていた」とした上で、「人口に占める高齢者の割合も、…地域によっては18世紀半ばから19世紀前半にかけて、…65歳以上の高齢者の割合が10パーセントから15パーセントにも上っている」と指摘する。さらに、氏は、江戸時代は「近代

以降の家族と介護をめぐる状況を生み出す根幹がかたづくられた時代であったといってよい⁽⁸⁾との評価を与えた上で、古文書を拠り所にする分析に進む。これに従えば「長期に及ぶ介護」に対応して「介護に専従する下女」の派遣が行われ、あるいは、「幕府や藩は家族の介護が必要となった武士に対して、バックアップ態勢ともいえる施策を探っていた。」⁽⁹⁾。しかし、こうした施策にもかかわらず「介護が家族にとって重圧としてのしかかっていた現実」⁽¹⁰⁾を否定するわけにいかないのであって、「永暇」、すなわち、武士を辞める事例も少なくない。今日広く用いられる表現を使うならば、介護を事由にする非自発的な離職である。既に世帯主であり、あるいは、近い将来に世帯主となったであろう武士の「永暇」であるだけに、再び武士に戻る保障など存在しないことと相俟って、その経済的な影響はもとより精神的な影響も至って大きい。

介護や介護者に関する日本人研究者の作業には、欧米諸国を対象にした歴史研究の成果も早くから認められる。

田端光美氏は、イギリスのリヴァプール市で女性たちの民間非営利団体によって1849年に最初に開始され、その後各地に広がるホームヘルプの歴史を辿った上で、1940－50年代におけるその再編成について指摘する。すなわち、政府は、都市の労働者家族の貧困に対応して形成されたホームヘルプ・サービスの拡大要請を受けて、病弱な高齢世帯や高齢者の一人が急病を患った際にサービスを提供するよう、1944年に勧告を行う⁽¹¹⁾。さらに、2年後の46年に制定された国民保健サービス法 (National health service act) は、ホームヘルプ・サービスを必要とする妊産婦や精神障がい者はもとより高齢者などに地方自治体保健局がサービスを提供することについて定める。これらがサービス利用者の増加に与えた影響は大きく、1949年から53年にかけて利用者は、およそ1.4倍の伸びを示す (15万7,400人、21万9,900人、139.7%)。なかでも高齢者の利用の伸びは著しく、利用者中の高齢者比率は、50年代中葉に半数を超え、60年代に入ると3分の2を占めるに至る (58%、1953年、75%、60年)。都市の労働者家族の貧困への対策として形成されたホームヘルプ・サービスは、こうして戦後の1940年代から50年代に至ると主として高齢者のニーズに対応するサービスとして再編成される。

山田真知子氏は、氏の依拠する論稿に従えば在宅介護手当 (Home care allowances, HCAs)、氏の表現によれば家族介護給付が、1950年代にアメリカのカリフォルニア州と北欧のスウェーデンにおいて初めて導入されたと指摘する⁽¹²⁾。氏がこのように評するに当たって依拠する論稿には、導入の時期を1950年代とだけ紹介するに止まることから、より具体的な導入の時期を知るために幾つかの論稿を調べてみると、カリフォルニア州における在宅介護手当の制度化は、文献によってやや年次を異にするとはいえ1958年もしくは1959年であり、スウェーデンについては、介護者に対する金銭給付が1950年代ではなく1940年代に制度化される⁽¹³⁾。

田端氏がサービスを扱うのに対して、山田氏は、見られるように現金給付を問題にする。両氏

には、扱う国も異にするとはいえ、共通する指摘も見られる。すなわち、要介護者や介護者を対象にする制度が1940年代から50年代にかけて形成され展開したことに関する指摘である。樋口氏の表現を用いて言えば介護の「可視化」や「顕在化」は、田端氏や山田氏の研究に従うならば樋口氏の言う20世紀最後の四半世紀ではなく、1940年代から50年代にかけてスウェーデンなどの「先進国」に既に確かめることができる。樋口氏は、田端氏の86年はもとより山田氏の2006年の論稿さえも確かめないままに、2008年に論稿を公表する。その結果は、具体的な裏付けのない、日本国内の先行研究にさえも明らかに抵触する主張の開陳である。

樋口氏は、日本を含む先進国を取り上げながら、日本の研究者による得難い歴史研究の成果について目を配らないばかりではない。外国文献を一つとして示さず、日本を除く「先進国」の事象に些かも具体的に言及してはいないことに照らすならば、外国人研究者の業績についても原書はもとより邦訳書に関してさえ全くご存じないままに、日本に止まらず広く「先進国」の介護の歴史について評しているようである。

樋口氏の言う介護の「可視化」や「顕在化」に関する見解に一先ず従って歴史について論じよう。「可視化」や「顕在化」は、イギリスの複数の研究者⁽¹⁴⁾に従えば田端氏や山田氏の指摘する時期よりもさらに早く1930年代中葉に遡る。

未婚女性として知られるスピンスターズ (Spinsters)、具体的には糸を紡ぐことを生業にする女性たちは、全国未婚年金連合 (National Spinners' Pensions Association、ヨークシャー州ブラッドフォード市、全国代表 フィッシャー・スミス、Fisher-Smith) を1935年に結成し、全ての未婚女性の老齢年金制度への加入に加えて老齢年金の支給開始年齢を男性よりも10歳早い55歳に繰り上げるように要求する。「未亡人と同じ年齢からの年金支給の開始」などの未婚女性たちが掲げたスローガンの一つは、1925年法と1929年法に沿って未亡人に認められた55歳からの支給を念頭に描いたものである。結成とその後の運動の中心になったのは、フローレンス・ホワイト (Florence White, ブラッドフォード市、1886－1961年) である。なぜこのような要求を掲げる団体が女性たちによって形成され、広がりのある運動が展開されたかと言えば、女性は、雇い主による性差別や相対的に貧困な健康状態はもとより、多くの未婚女性が年老いた両親の介護の為に中年期に離職を余儀なくされ、両親の死後に再び就業することさえままならないことから、少なくない親孝行な娘たち (dutiful daughters) は、介護の終了後に貧困状態を余儀なくされるからである。12万5,000人の会員を擁して、織物分野の労働組合から広い支持を受けるなど、1930年代における女性の改革運動としては、最大の規模を誇る。年金連合は、スピンスターズが未亡人と同じ55歳で老齢年金を受給することができるよう求めた請願書に100万人近い署名を添えて議会に提出する。結成から僅か3年後の1938年のことである。

年金連合の要求、とりわけ年老いた両親や近親者の介護の終了後に無年金状態に追いやられ、

その意に反してしばしば貧困状態にある女性の問題は、議会に設けられた未婚女性のための年金委員会（Committee on Pensions for Unmarried Women）によって強い関心が払われる。委員会は、45歳を過ぎたスピニスターズの失業率が同じ年齢階層の男性よりも高いことをはじめ、彼女たちの再就業が至って厳しいこと、及び55歳を過ぎたスピニスターズの健康状態に明確な悪化が認められること、これらを調査に即して確認する。しかし、支給開始年齢を55歳まで繰り上げるならば、雇い主によって悪用され女性の老齢退職が彼女たちの意に反して強制されるのではないかと危惧をした委員会は、1939年の報告書の中で55歳への繰り上げには消極的な態度を示す。しかし、要求に沿う改革が完全に見送られたわけではない。全ての女性の年金支給開始年齢は、委員会の提案に沿って1940年に65歳から60歳に繰り上げられる。調査結果の一つ、すなわち、高齢者に対する日常生活上の援助の終了後に貧困状態に陥る女性が少くないことに着目した改定に他ならない。ちなみに女性の年金支給開始年齢は、この改訂を変更することなく今日も継承して男性の65歳より5歳早い60歳である。国際的にも稀な年金支給開始年齢の性別による相違は、実は1935年における年金連合の結成に遡るのである。

無償の介護が、女性の生活に耐えがたい経済的な影響を及ぼしている、と政府が初めて認めたが故の措置である。その出発点を辿るならば、全国未婚年金連合の結成であり、樋口氏の表現を用いるならばスピニスターズによる問題の「可視化」や「顕在化」に向けた取り組みに他ならない。介護の歴史は、一先ず樋口氏の考えに習って介護の「可視化」あるいは「顕在化」と共に始まるとなれば、樋口氏の言う1975年以降ではなく、全国未婚年金連合の結成された1935年からになる。樋口氏の論拠を拠り所に「先進国」の歴史を辿るだけでも、氏の見解よりも遙か40年も早いという結論に至る。

また、『ベヴァリジ報告　社会保険及び関連サービス』（1942年、邦訳1969年他）は、拙著『歐米の介護保障と介護者支援—家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論—』で既に指摘したように、介護を終えて「家族関係に変化が生じた」娘たちの労働市場への参入を促すために、失業給付と同額の訓練給付の制度化を提案する。女性は、結婚と同時に「社会保険との関連では新しい人生に足を踏み入れることになる」として、家族形成期にある女性の非労働力化を社会保障制度の搖るぎない前提として想定しながら主婦を社会保障の独自の分類に位置づける一方で、独身女性の労働力化を年齢階層に関わりなく求めるW.ベヴァリジの家族観に沿う提案である。これは、全国未婚女性年金連合による介護を担う独身女性たちの問題の「可視化」や「顕在化」がなければ、未婚女性のための年金委員会の提言と全く同じようにベヴァリジの構想には含まれなかつたに違いない。いずれも、介護に関わった女性たちの経済状態に着目した上で、その救済を目的とした制度であり、訓練給付について言えば、介護の為に短くはない非労働力化の期間における産業構造の変化を念頭に労働力化の主体的な条件を整えることを念頭に提案される。

武川氏の議論を批判的に意識しながら全国未婚女性年金連合の運動を改めて振り返るならば、未婚女性による無償の介護とその影響が、政府によって「新しい社会問題である」との評価を与えられ、だからこそ、専門の委員会が議会に設けられ調査を踏まえた仔細な検討を経た上で男性とは異なる年金支給開始年齢の繰り上げ措置が、年金連合の結成から5年後の1940年に行われたのである。介護を終えた娘たちへの訓練給付に関するベヴァリジの提言も、時期をやや異にするとはいえ然りである。社会政策の歴史を簡単にでも振り返るならば容易に理解されるように、いかなる制度も「新しい社会問題である」との政府や議会による認識のない限り、産声を上げまい。社会政策分野の論客として良く知られる武川氏ならば、敢えて指摘するまでもない周知の事実であろう。女性の年金支給開始年齢が、今日も男性のそれに較べて5歳早いことに着目をするならば、「新しい社会問題である」との政府や議会の認識は、今日にも引き継がれる。その起点は、武川氏の言う時期よりも半世紀ほど遡って1935年である。

未婚女性による両親の介護は、同じ屋根の下に暮らす義理の父母の日常生活上の援助に当たる女性の姿と共に、イギリスの女性史研究が早くから伝える事実の一つである。エリザベス・ロバーツ (Elizabeth Roberts) 『女性の場所—労働者階級の女性に関するオーラルヒストリー、1890—1940年—』(1984年)、同『女性と家族—オーラルヒストリー、1940—1970年—』(1995年) やB. ヒル (Bridget Hill) 『孤立する女性—1660—1850年のイングランドにおけるスピニスターーズ—』(2001年) が、丹念に明らかにしてきた事実である。ちなみにE. ロバーツの業績とその研究手法は、エリザベス・ロバーツ著／大森真紀・奥田伸子訳『女は「何処」で働いてきたか—イギリス女性労働史入門—』(法律文化社、1990年) や奥田伸子『社会史』のためのオーラル・ヒストリーとその手法』(『現代史研究』35号、1989年)などを通しても、早くから紹介され摂取されてきたところである。

このうちE. ロバーツは、歴史研究の方法にまで遡りながら女性の姿を明らかにする。それには相応のわけがある。有償労働に従事する男性の姿は、古文書に記録されることが少なくない。他方、女性、とりわけ無償の家事や育児あるいは介護を担う女性の営みは、古文書の記録とは縁遠い存在である。女性の無償労働は、至極自然の営みであると見做されるからである。従来と同じように古文書に依拠しながら歴史を語る限り女性の姿は明らかにされない。E. ロバーツは、こうしたことから歴史研究の方法から問いかけ、古文書などを利用した伝統的な手法とは異なるオーラルヒストリーという全く新しい歴史研究の方法を開拓しながら、従来の方法では期待しがたい歴史を明らかにする。すなわち、時代を生き抜いた女性たちからの聴き取りを手掛けることを通して、長い間歴史の陰に隠され続けてきた無償労働のあり様とこれに規定された女性の姿を浮かび上がらせるのである。未婚女性による老親介護の事実が明らかにされると共に、1931年から61年における65歳以上人口の目立った増加につれて殆ど全ての家族が、高齢者に対する追加の家族

責任に直面すると分析する⁽¹⁵⁾。

これらの結果は、娘たちが息子たちとは異なって病を得た両親の世話をために数年に亘って結婚の時期を延期すると結論づけたアメリカの1930年代初頭の研究成果⁽¹⁶⁾と、国を異にするとはいえる内容に照らして重なり合う。

女性史研究によって明らかにされた介護と介護者の歴史は、イギリスの老年史研究を通しても分析される。深澤和子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史—経済・社会・政治・文化的背景一』(1996年、邦訳2000年) や木下康仁訳『老人の歴史』(東洋書林、2009年) を通して、日本にもその名を良く知られるパット・セイン (Pat Thane) の作業である。P.セインは、指摘する。すなわち、年老いた親と同居する未婚の女性が日常生活上の援助を行い、あるいは、離れて暮らしていた未婚の女性が老親の介護に促されて郷里に戻り援助を手掛ける姿は、長い伝統の一つであり、19世紀にも依然として確かめることが出来る⁽¹⁷⁾。介護者の性別構成は女性に著しく傾斜することから、若い世代の近親者による介護とは、通常介護のための離職を体験した娘たちによる日常生活上の援助である。多くの娘たちは、年老いた両親の世話を娘としての義務、あるいは家族の一員としてのありふれた責任と感じ取ればこそ手掛けるのである。

娘たちによる老親介護は、家族政策や女性労働分野の研究者としてはもとよりノーベル賞受賞者としても良く知られるスウェーデンのアルヴァ・ミュルダール (Alva Myrdal) によっても、さらに早くから指摘される。A. ミュルダールは、「高齢世代に対する個々の家族責任は、若い世代の結婚はもとより子どもの出生にも重い障害となる。…娘たちは、多くの人々に知られているように高齢世代の扶養と介護 (the Support and care of the older generations) に重い負担を負い、他方、息子たちはと言えば介護からは自由である」⁽¹⁸⁾。このように述べる。アメリカの研究者による1930年代初頭の指摘と重なり合う。1940年代初頭に書かれた著書であるが故に性別分業という表現こそ用いていないとはいえ、介護責任を巡る娘と息子との性を基準とする判然とした相違について明解に指摘する。氏のあまりに有名な著書『国家と家族—民主的家族・人口政策に関するスウェーデンの経験一』(1941年、45年、47年、68年他) における指摘である。

見られるようにE.ロバーツやP.セインの分析と内容に照らして重なり合うことはもとより、より正確に言えば両氏の業績よりも40年から60年以上も早くに示された指摘である。A. ミュルダールは、介護に拘束される娘たちの息子たちとは異なる姿を著書に書きしるし、そうした現状を是正するに値する家族政策の課題として明示することを通して、介護の「可視化」や「顕在化」にいち早く貢献したのではないか。A. ミュルダールの著書は、既に紹介したように1960年代後半までに幾度となく版を重ねて介護、とりわけ女性の介護責任の「可視化」や「顕在化」に意を尽くす。A. ミュルダールの提起は、早くから知られるようにG. ミュルダール (Gunnar Myrdal) のそれと同じくスウェーデンの家族政策や人口政策に大きな影響を及ぼしたことも紛れのない事

実であり、日本の家族政策研究が早くから繰り返し指摘してきた事柄でもある。

介護と介護者の歴史に関する内外の代表的な業績を改めて振り返るまでもなく、樋口氏を始めとする三氏の議論の危うさは明らかである。樋口氏は、介護の「可視化」や「顕在化」に心を碎いて来られたのではなかろうか。自らが関与した「可視化」や「顕在化」の成果、それゆえに専ら日本の動向にばかり拘泥して、これを座標軸に日本を含む広く「先進国」の歴史に関する結論を下すにもかかわらず、黙視されがちな介護の扱い手とその影響を早くから倦まずたゆまず明らかにし、国によっては介護者に対する支援の制度化に少なからず貢献した内外の社会運動はもとより学術的な業績を完全に黙殺するとは、いかがな行為であろうか。女性たちの社会運動はもとより、国際的にも広く知られる著書や報告書あるいは論文を通して早くから「可視化」され、あるいは「顕在化」されてきた先達の功績を完全に忘れ去り、内外の業績の示す結論にはつきりと抵触することは、研究者の至極基本的な作法として果たして許されるのであろうか。研究と言う名に値する作業の守るべき手順には値しない。それでは、介護の「可視化」や「顕在化」に心を碎いてきた諸外国の研究者はもとより数多くの名もないスピニスターの遙かに早い時期からの丹念な営みを、すっかりと忘れ去ることになる。国際的にも実に良く知られた著書はもとより時代の仕来りに沿いながら誠実に生き抜いた女性たちからの丹念な聴き取り調査の成果を忘却の彼方に葬り去るわけにいくまい。内外の業績に目を閉ざすことは、少なくとも日本における介護の「可視化」や「顕在化」に心を碎いてきたと推察される樋口氏の立場にさえ相反する行為ではあるまい。

介護と介護者の歴史に関する内外の業績を振り返るにつけ、2つの論点に言及しなければなるまい。

イギリスにおける介護者の運動史は、要介護者を抱える独身女性への経済的な支援を呼びかけたM. ウエブスター (Mary Webster) の「忘れられた女性たち」と題する手記が新聞紙上に掲載された1963年から説き起こされる。2年後の65年には、この手記を契機に英国介護者協会 (Carers National Association, CNA, 今日のCarers UK) の前身としての独身女性とその要介護者全国会議 (National Council for the Single Woman and Her Dependents) が結成され、さらに2年後の67年には、介護責任を負う独身女性たちの運動が実って、両親の介護のために離職を余儀なくされた女性のための年金保険料支払い猶予制度などが導入される⁽¹⁹⁾。M. ウエブスターの手記が、介護者組織形成の直接の契機となり、介護者に対する支援がM. ウエブスターの主張に沿って経済支援として制度化されただけに、介護者の運動史を1963年から説き起こす根拠は明解である。

しかし、イギリスにおける介護と介護者の歴史を振り返るとき、この見解にはやや疑問が生じる。すなわち、1935年に結成された全国未婚女性年金連合と、その5年後の1940年における女性の年金支給開始年齢の繰り上げ措置は、一切言及されることである。年金支給開始年齢の性別

による異なる扱いは、既に述べたように年老いた両親の介護のために離職を余儀なくされ、日常生活上の援助の終了後も再就業さえままならない独身女性の窮状に着目した措置である。全国未婚女性年金連合は、1940年における女性の年金支給開始年齢の繰り上げ措置を契機に活動を停止し、組織としても解散の道を選んだとはいえ、介護責任を負った女性たちの最初の忘れがたい足跡である。しかも、全国未婚女性年金連合による運動は、女性の年金支給開始年齢の繰り上げ措置として制度化され今日に継承される。これを介護者の運動史に示さないわけにいくまい。スウェーデンにおける介護者への金銭給付が1940年代に制度化されたことと併せて、忘れるわけにいかない歴史的な事実の一齣である。

今一つの論点は、日本における介護者の現状把握に関わる。介護者サポートネットワークセンター・アラジンの理事長であり、日本ケアラー連盟の代表理事も務める牧野史子氏は、インタビューに答えて「今、介護をしている方には、若いシングルと、60代、70代のシングルがいるのですが、女性には、介護で結婚するチャンスを逃している方が、結構多い」⁽²⁰⁾と指摘する。

介護の影響に関する調査結果は、1962年12月に始まる日本の実に膨大な調査研究においても少なくない。しかし、日常生活上の援助を手掛ける女性の未婚化は、今まで続く短くはない調査研究の中で全く最初に指摘された内容である。A.ミュルダールが、スウェーデンに広く認められる現象の一つとして1941年に指摘していたことを思い起こすならば、その丁度70年後に公刊された著書の中に示された発言である。忘れるわけにいかないことは、諸外国の家族政策研究はもとより女性史あるいは老年史研究を通して広く確かめられた介護を担う女性による家族形成の断念という事態が、今日の日本にも全く同じように確かめられることである。牧野氏が、「今、介護をしている方には、若いシングルと、60代、70代のシングルがいる…」と指摘している内容に拘って独自の解釈を加えるならば、介護を担う女性による結婚の延期は、70年代後半以降に新たに始まったことではなく、諸外国と同じように以前から見られた現象の一つであると評することができよう。介護に伴う結婚の延期は、諸外国や日本における専ら今日的な特徴の一つであるばかりではなく、歴史的な事象でもあり続けたのである。

内外の研究史を完全に無視した上で、武川氏の表現を用いるならば「家族の介護力は元々存在しなかった」などと、介護や介護者の歴史を正面から否定する論者が居る一方において、牧野氏のように介護者の現状を温かな視線でつぶさに見つめることを通して介護者の短くはない歴史を正確に示唆する見解も存在する。それにしても、研究を生業にする方々の一部が介護の歴史を否定し、他方、民間非営利団体の責任者として介護者に日々丹精を込めて接する方が、介護者の苦難に満ちた歴史を示唆するという日本の現実は、どのように理解すれば良いのであろうか。類似の事態が欧米諸国にも存在するなどと書き記す文献を見たことも聞いたこともない。研究者の端くれとして自戒を込めながら問いかげざるを得ない。介護と介護者の歴史を振り返るとき、諸外

国における貴重な研究成果と併せて忘れるわけにいくまい。

2. 高齢者調査と介護者

高齢者に関する調査は、19世紀末葉から20世紀中葉にかけて貧困調査の一部として実施される。

C.ブース (Charles Booth) は、1886年から1902年にかけて3回にわたる調査をロンドンで行い、労働者層を中心とする貧困の実態とその要因を明らかにしている。その報告書『ロンドン民衆の生活と労働』(第1巻、1889年、第2巻、1891年、第3巻付録、1891年) は、実数にして約138万人、全人口の32.1%が、週当たり賃金21シリング以下を基準に定めた貧困線以下の生活を送っていること、貧困は、カジュアル・ワーク (Casual work、日雇い労働) に象徴される一時的・不規則的な労働や低賃金といった雇用問題などに起因し、飲酒や浪費といった生活習慣に由来するわけではないことなどを明らかにしている。また、付帯調査として救貧法による救済理由に関する調査をロンドンのステップニー (Stepney) 地区とパンクラス (Pancras、1902年1月1日にセント・パンクラス、St.Pancras に変更) 地区について行っている。この調査結果は、「被救恤者の算定と分類及び老齢者のための公的年金」(1891年) と題する論文に示される。救貧法による救済は、この調査に従えば高齢が最大の理由であり (ステップニー地区は全体の32.8%、パンクラス地区は同じく23.4%)⁽²¹⁾、65歳以上高齢者の3人に1人以上 (およそ39%) は、貧困状態にあると分析する⁽²²⁾。さらに、高齢貧民のための王命委員会 (Royal Commission on the Aged Poor)、すなわち、アバーデー委員会 (Aberdare Commission, 1893–1895年) の委員に任命されたC.ブースは、全国規模の高齢貧困調査の必要性を感じ取って、その作業に着手する。その中間報告は、「高齢被救恤者の統計」(1894年) であり、最終報告は、『イングランド及びウェールズにおける高齢貧民—状態—』(1894年) として公刊される。さらに、C.ブースの著書『老齢年金と高齢貧民—一つの提案—』(1899年) は、1886年に始まる調査結果を踏まえて70歳で週7シリングの無拠出年金を支給するという改革案を提示する。

C.ブースの影響を受けたB.S.ロウントリー (B.S.Rowntree) は、氏の生まれ育った町でもあるヨーク市で1899年に調査を行い、その成果を2年後に『貧困—都市生活の研究—』(1901年) として公刊する。B.S.ロウントリーは、労働者の43.4%、全人口の27.84%が貧困状態にある (第1次貧困9.91%、第2次貧困17.93%) と指摘し、人口の30%近くが貧困状態にあることは、重大な意味を持つ事実に他ならないと述べる⁽²³⁾など、C.ブースのロンドン調査で得られた結論を多くの点で追認する。

B.S.ロウントリーに独自なことの一つは、貧困状態をライフサイクルに即して明らかにしたことである。すなわち、貧困は、ヨークに暮らす全ての年齢階層の問題であるとはいえ、年齢階層

別の貧困率は、15歳未満の年齢階層で高く（5歳以上15歳未満37.58%、1歳未満33.3%、1歳以上5歳未満31.91%）、65歳以上の年齢階層で低い（21.39%、他に15歳以上65歳未満23.60%）。こうした事実に即して貧困の主な要因は、親の低賃金であるとの結論が導かれる。貧困とライフサイクルとの関係についての分析は、ヨークを対象にする第2次調査（1936年）と第3次調査（1951年）にも貫かれ、その一環として高齢期における貧困も分析される。

C. ブースやB S. ロウントリー等の調査は、1930年代に他の研究者にも継承される。H L. スミス（Huber Llewellyn Smith）他『ロンドンの生活と労働に関する新しい調査』（1932年）などに扱われる高齢者の貧困が、それである。H L. スミス等は、1891年から1931年の40年間、とりわけ1911年以降における高齢化の著しい進展を確かめた上で、高齢者に広がる貧困について指摘しながら老齢年金の拡充について提案をする。高齢者の社会的な孤立や視力の低下などについても論稿の末尾において言及するものの、それらは、ごく数行の指摘に止まる。

C. ブースに始まる貧困調査の成果は、高齢貧困者に関する王命委員会『高齢貧困者委員会報告』（Report of the Royal Commission on the aged poor, 1895年）や高齢貧困者特別委員会『高齢貧困者特別委員会報告』（Report from the Select Committee on aged deserving poor, 1899年）からも伺うことができる。

19世紀末葉から始まる貧困調査の一部としての高齢者調査には、介護問題は含まれない。介護や介護者の問題が高齢者調査に登場するのは、第2次世界大戦後を待たなければならない。高齢や高齢者を扱う著書は、先に紹介の成果の他にもH. ローレストン（Humphry Rolleston）『老齢の医学的諸側面』（Medical aspects of old age, Macmillan and Co., Ltd, 1932）やM. エルネスト（Maurice Ernest）『長寿化』（The Longer life, Adam & Co., 1938）等に示されるように1930年代にも確かに刊行される。また、G. スラッター（Gibert Slater）『貧困と国家』（Poverty and the state, Constable, 1930）やP. コーエン（Percy Cohen）『イギリスの社会保険制度』（The British system of social insurance）も、表題に高齢や高齢者を直接に表示するわけではないとはいえ、高齢者をその一部に扱う。しかし、これらの成果は、いずれも高齢者調査ではない。

戦後における高齢者調査の一部は、那須宗一・湯沢雍彦共編『老人扶養の研究』（垣内出版、1970年、小笠原祐次監修『戦後高齢社会基本文献集』第8巻、日本図書センター、2006年）を始め岡村重夫・三浦文夫編『老人の福祉と社会保障』（垣内出版、1972年、小笠原祐次監修、前掲、11巻、2006年）、那須宗一・増田光吉編『老人と家族の社会学』（垣内出版、1972年、小笠原祐次監修、前掲、第12巻、2006年）、吉田秀夫・三浦文夫『老後の生活と保障』（前掲）、森幹郎『老人福祉の考え方』（老人生活研究所、1973年、小笠原祐次監修、前掲、2007年）あるいは、塚本哲監修／一番ヶ瀬康子他編『老後問題辞典』（ドメス出版、1973年、小笠原祐次監修、前掲、第18巻、2007年、19巻、2007年）などにも紹介され、分析に生かされているとはいえる、それも広く知られた3-4点

の著書に止まる。

戦後の高齢者調査は、1945年から67年の20年余りの期間に絞っても日本の社会学者や社会福祉研究者によって既に紹介されている成果を含めて37を数える（表1）。

高齢者介護は、表の冒頭に示すように戦後初めて、しかも、ロウントリーを責任者とする高齢化問題と高齢者の介護に関する調査委員会の手掛けた調査に既に見ることができると共に、その後の調査にも繰り返し登場する。戦後の在宅サービスが、高齢者層を主要な給付対象として再編成されるにつれて、在宅サービスに関する調査も高齢者介護を視野に収め、その位置を時代と共に高めることになる。また、高齢者介護は、家族、正確に言えば女性による日常生活上の援助を伴い、女性の就業率と就業形態に無視しえない程の影響を及ぼすことから、女性就業調査の一部としても位置づけられる。政府の調査としては、16歳以上64歳以下の1万世帯を対象に1965年に行われた調査が、最初の経験である。調査対象の年齢階層からも容易に推察されるように、この調査は高齢者調査に属するわけではないとはいえ、高齢者介護が、何時ごろからどのように問題にされたかについて知る上で高齢者調査と併せて視野に収めなければならない。この他に、高齢者に関する討論会も1967年までの期間に幾度となく開かれ、高齢者調査の成果が紹介されながら政策課題を巡る議論に生かされる。高齢者を主題にして戦後最初に開かれた討論会は、1946年11月であり、介護も論点の一つとして正当に位置づけられる⁽²⁴⁾。討論会の内容を見極めた上で、高齢者調査の内容紹介を含む討論会に限ってではあるが、検討の一部に加えなければなるまい。

37を数える調査は、いずれも地域調査である。このうちイギリス全体を対象にする調査は4(10.8%)、以下同じくイングランドとウェールズ2(5.4%)、イングランドとスコットランド1(2.7%)、イングランド22(59.5%)、ウェールズ1(2.7%)、スコットランド5(13.5%)、北アイルランド1(2.7%)、オークニー諸島1(2.7%)である。調査対象が、表に示すように100人以下の調査もあれば12万人を数える大規模な調査も記録され、様々である。また、調査は、これも表に示すようにP.タウンゼント(Peter Townsend) やP. ウィルモット(Peter Willmott)などの国際的にも良く知られた研究者の他に自治体社会サービス部などによっても手掛けられる。今日にもみて取ることのできる調査実施主体の多様な構成は、既にこの時期に確かめることができる。

高齢者調査で扱われる主題は、19世紀末葉からの貧困に加えて高齢者の年齢階層比率の推移、住宅、家族形態と高齢者の独り暮らし、健康状態と医療ニーズ、社会的な孤立と家族あるいは親族の支援網、介護状態と介護ニーズ、介護施設への入所と在宅サービス受給者の特性、施設と在宅双方における介護サービスの課題、要介護者と介護者との家族関係別構成、介護者の性別・婚姻状態別構成と介護負担及び労働力率や就業形態などを含む影響である。介護の問題は、このように多岐に亘る高齢者問題の重要な一つとして各種の調査の中で広く扱われる。19世紀末葉からの短くはない歴史を刻む高齢者調査の第2次大戦後における特徴である。

表1 1945－67年における高齢者調査の概要一覧

| 調査の時期 | 調査の対象地域 | 調査の対象年齢階層と規模等 |
|----------|---------------------|--|
| 1945－46年 | ルッターワース、ワンズワース他5地域 | 老齢年金受給開始年齢以上の2,302人 |
| 1945－47年 | オルヴァーハンプトン | 同上477人 |
| 1948年 | シェフィールド | 同上1,596人 |
| 1948年 | バーミンガム | 70歳以上2,230人 |
| 1949－50年 | プリマス | 在宅サービス受給350世帯中主に80の引きこもり世帯 |
| 1949－51年 | シェフィールド | 476人の一人暮らし、もしくは夫婦世帯 |
| 1950年 | 北アイルランド | 60歳以上の759人 |
| 1950年 | イギリス | 55歳以上74歳以下の男性1,950人と女性482人 |
| 1951年 | ロンドン・ルーイッシャム自治区他1地域 | 在宅サービスや地域看護サービス受給の65歳以上の高齢者が少なくとも1人居る1,082世帯 |
| 1951－52年 | リヴァプール | 市内5地域の老齢年金支給開始年齢以上の500人 |
| 1953年 | ロンドン・ハマースミス | 70歳以上の独り暮らし100人 |
| 1954年 | エジンバラ | 60歳以上の2,768人 |
| 1954年 | イギリス | 80歳以上の独り暮らしでサービスを受ける12万人 |
| 1954－55年 | ルセグラン | 65歳以上の男性323人 |
| 1954－55年 | ベナルグリーン | 老齢年金支給開始年齢以上の203人 |
| 1955年 | アヴァディーン | 65－74歳層の老齢退職男性244人 |
| 1955年 | ノーザンプトンシャー | 65歳以上の340人 |
| 1955年 | ダンディー | 同上400人 |
| 1956－57年 | ストックポート | 80歳以上の2,073人 |
| 1957年 | アングルセイ | 65歳以上の160人 |
| 1957年 | オークニー諸島 | 老齢年金支給開始年齢以上の233人 |
| 1957年 | ウッドフォード | 同上210人 |
| 1958－60年 | アヴァディーン | 60歳以上の474人 |
| 1958年 | イギリス | 食事宅配サービスを受ける853人及び老齢年金支給開始年齢以上の1,317人 |
| 1958－59年 | スロプシャー州の農村地帯 | 老齢年金支給開始年齢以上の328人 |
| 1958－50年 | イングランド、ウェールズ | 老齢年金支給開始年齢以上で施設入居489人、他に173施設に入居の老齢年金支給開始年齢以上約8,000人 |
| 1959－60年 | ソウルズベリー、グラスゴー他5地域 | 老齢年金支給開始年齢以上の独り暮らし、もしくは夫婦世帯の1,078人 |
| 1960年 | ロンドン・ルーイッシャム自治区 | 65歳以上の1,370人 |
| 1960年 | スウォンジー | 同上のおよそ200人を含む全ての年齢層1,962人 |
| 1960－61年 | ニューカッスル・アポンタイン | 高齢者病棟と介護施設に入所の65歳以上123人 |
| 1962年 | バロー | 自宅に暮らす829人 |
| 1962年 | ウエスト・ハートルボーラー | 75歳以上の独り暮らし高齢者320人 |
| 1962年 | イギリス | 65歳以上の2,500人 |
| 1962－63年 | エジンバラ | 同上200人 |
| 1962－63年 | オールダム他3地域 | 同上4,209人 |
| 1963－64年 | ハロー他3地域 | 同上538人 |
| 1967年 | イングランド、ウェールズ | 老齢年金支給開始年齢以上の1,112人 |

(資料) Nuffield Foundation, Survey Committee on the Problems of Ageing and the Care of Old People, Old people, report of a survey committee on the problems of ageing and the care of old people under the chairmanship of B. Seebohm Rowntree, Oxford University Press, 1947, Sheldon J.H., The

Social medicine of old age, report of an inquiry in Wolverhampton, Oxford University Press, 1948, Greenlees A and Adams J, Old people in Sheffield, Sheffield City Council, 1950, Shenfield B.E, Social policies for old age, London, 1957, Plymouth Council for Social Service, Housebound, Plymouth Council of Social Service, 1950, Hobson W and Pemberton J, The Health of the elderly at home, London, 1955, Bransby E.R and Osborne B, British Journal of Nutrition, 7, 160, 1953, Adams C.F and Cheeseman E.A, Old people in Northern Ireland Hospitals Authority, Belfast, 1951, Thomas G and Osborne B, Older people and their employment (Social survey for Ministry of Labour and National Services, report No.150 / 1-and unpublished), Chalke H. D and Benjamin B, Lancet, 1,588, 1953, Liverpool Personal Service Society and Liverpool University, Social contacts in old age, Liverpool, 1953, Sir Halley Stewart Trust and National Old People's Welfare Committee, Over seventy, National Council of Social Service, 1954, Gordon C, Thompson J.G and Emerson A.R, Medical Officer, 98, 19, 1957, Great Britain, National Assistance Board, Report for the year ended 31 December, 1954, H.M. Stationery Office, 1955, Anderson W.F and Cowan N.R, Lancet, 2,239, 1955, Peter Townsend, The Family life of old people; an inquiry in East London, Routledge & Kegan Paul, 1957, P.タウンゼント著／山室周平監訳『居宅老人の生活と親族網—戦後東ロンドンにおける実証的研究—』垣内出版、1974年、ピーター・タウンゼント著／服部広子・一番ヶ瀬康子共訳『老人の家族生活—社会問題として—』家政教育社、1974年、Richardson I.M, Scottish Medical Journal, 1,381, 1956, Marsh D.C, Elderly people, Nottingham, 1955, Mair A, Weir I.B.L and Wilson W.A, Public Health (London), 70, 97, 1955, Lempert S, Report on the survey of the aged in Stockport, Country Borough of Stockport, 1958, Wynne Griffith G, The Needs of old people in rural areas (paper read to the Royal Society of Health Congress, Eastbourne, 1958), Journal of the Royal Society for the Promotion of Health, July/August 1958, Richardson I.M, Brodie A.S and Wilson S, Social and medical needs of old people in Orkney; report of a social survey, Health Bulletin, Scotland, Vol.17, No.4, 1959, Willmott P and Young M, Family and class in a London Suburb, Routledge & Kegan Paul, 1960, Richardson I.M, Age and need, E and S Livingston, 1964, Harris A.I, Meals on wheels for old people; a report of an inquiry by the Government Social Survey, The National Corporation for the Care of Old People, 1960, Miller M.C, The Ageing countryman; a socio-medical report on old age in a country practice, National Corporation for the Care of Old People, 1963, Peter Townsend, The Last refuge; a survey of residential institutions and homes for the aged in England and Wales, Routledge & Kegan Paul, 1962, Cole Wedderburn with Utting J, The Economic circumstances of old people, occasional papers on social administration, No.4, Welwyn, Herts, The Codicote Press, 1962, Harris A. I assisted by Woolf M, Health and welfare of older people in Lewisham, the social survey, Central Office of Information, June 1962, Rosser C and Harris C.C, Relationships through marriage in a Welsh urban area, The Sociological Review, Vol.9, No.3, 1961, Kay D.W.K, Beamish P and Roth M, Some medical and social characteristics of elderly people under state care, in Halmos O and als, The Sociological Review, Monograph, No.5, 1962, Edge J.R and Nelson I.D.M, Survey of arrangements for the elderly in Barrow-in-Furness, 1 and 2, Medical Care, Vol.2, No.1, 1964, Bamlett R and Milligan H.C, Health and welfare services and the over 75's, The Medical Officer, CIX No.25, 1963, Williamson J and al, Old people at home; their unreported needs, The Lancet, 1964, Peter Townsend and als, Old people in three industrial societies, Routledge & Kegan Paul, 1968, Peter Townsend and Dorothy Wedderburn, The Aged in the welfare state, the interim report of a survey of persons aged 65 and over in Britain, 1962-63, G.Bell & Sons Ltd, 1965, Jeremy Tunstall, Old and alone, a sociological study of old people, Routledge and Kegan Paul, 1966, J.タンストール著／光信隆夫訳『老いと孤独—老年者の社会学的研究—』垣内出版、1978年、Audrey Hunt, The Home help service in England and Wales, HMSO, 1970より作成。

高齢者調査の報告書には、年金支給開始年齢を超える年齢、すなわち、65歳以上の男性人口と60歳以上の女性人口の総人口に占める比率が示される。これをひとまず高齢化率と言い換えるならば、いずれの推計作業も高齢化の進展について予測する。すなわち、12.6%（1944年）、14.1%（1954年）、15.8%（1964年）あるいは18.3%（1974年）などである（イングランドとウェールズ）⁽²⁵⁾。これは、『ベヴァリジ報告 社会保険及び関連サービス』（1942年）に示される推計結果と年次をやや異にするとはいえほぼ重なり合う計数である（12.0%、1941年、14.5%、1951年、17.1%、1961

年、20.8%、1971年、イギリス全体)⁽²⁶⁾。高齢化は、推計値をやや下まわるとはいえ着実な進展を辿る(9.6%、1931年、11.7%、1962年、イギリス全体)⁽²⁷⁾。

高齢化率の推計作業あるいは実績値の表示は、1930年代には65歳以上層と70歳以上層との区分に止まるものの、1960年代中葉以降になると65歳以上74歳以下層と75歳以上層、さらには、75歳以上の年齢階層についても75歳以上84歳以下層と85歳以上層とに区分をした上で示すことになる⁽²⁸⁾。前期高齢者と後期高齢者及び末期高齢者を区分した上で高齢化率を表示する方法の開発も、高齢化の着実な進展、とりわけ後期高齢者の増加に伴う高齢化に進展が認められればこそその所産であり、なかでも高齢者の介護ニーズや介護者支援に対するニーズの潜在的な規模を把握する上で、必要不可欠な作業でもあるからに他ならない。イギリスの実績に即して言えば、そうした作業が60年代中葉から着手される。

高齢者の一人暮らしの問題は、高齢化問題と高齢者の介護に関する調査委員会の1947年報告書に既に見ることができると共に、その後も継続的に扱われる。一人暮らし高齢者の実数はもとより比率の急激な增加が、相次いで伝えられる(13.4%、1955年、19.5%、1961年、22.2%、1962年、26.0%、1971年)⁽²⁹⁾。一人暮らし高齢者中の要介護高齢者比率は、平均寿命の性別格差を反映して男性よりも女性でやや高く(26.7%、34.6%、1962年)、こうした人々は、他の高齢者層と違って「代わって家の仕事を部分的にでも遂行してくれる人がいない…」ことから「深刻な問題」⁽³⁰⁾を抱えることになる。

日常生活上の援助を要する高齢者は、家族形態との相関を示すわけではないことから、もとより一人暮らしに限定されない。要介護高齢者の比率は、とりわけ75歳以上の年齢階層に家族形態を問わず顕著である(表2)。

表2 高齢者の要介護状態(1962年、68年、71年)(1)(2) (単位: %)

| | 1962年 | | | 1968年 | | | 1971年 | |
|------------|-----------|------------------|---------------|-------|------|-----|-------|-----------|
| | なし (A) | ある程度の 要介護度(B) | 高い要介護度 (C) | (A) | (B) | (C) | (A) | (B) + (C) |
| 65歳以上74歳以下 | 63.8 | 36.2 | 2.7 | 77.9 | 22.1 | 0.8 | 58.8 | 41.2 |
| 75歳以上 | 38.3 | 61.7 | 11.0 | 62.2 | 37.8 | 4.4 | 51.7 | 48.3 |
| 65歳以上計 | 54.9 | 45.1 | 6.0 | 73.4 | 26.6 | 1.8 | 56.5 | 43.5 |

(資料) Robert M. Moroney, The Family and the state, considerations for social policy, Longman, 1976, p.40より借用。

(注) (1) 3カ年の調査結果の出典は、1962年から順に以下の通りである。Peter Townsend and als, Old people in three industrial societies, Routledge and Kegan Paul, 1968, Table 2.10, p.36, OPCS, Social Survey Division, Harris Amelia I, Handicapped and impaired in Great Britain, HMSO, 1971, Table 2, p.5 and Table 9, p.18, OPCS, Social Survey Division, The General Household Survey, HMSO, 1973, Table 8.2, p.267.

(2) 1971年の計数のうち(B) + (C)は、両者の合計である。

要介護高齢者の比率に加えて関心を呼んだのは、寝たきり (Bedfast, bedridden)、あるいは引きこもり (Housebound) 高齢者の存在であり、1946年11月にロンドンで開かれた討論会において早くも論じられると共に、以降、調査の継続的な主題の一つとして登場する⁽³¹⁾。寝たきりの高齢者の多くが介護施設に生活の拠点を移す (12.6%) わけではなく、引き続き自宅に暮らす高齢者が主力を占める (87.4%、1962 – 63年)⁽³²⁾。

寝たきり高齢者と併せて調査の主題の一つに早くから位置づけられた問題は、認知症を患う高齢者に関するそれである。高齢層の4.4%から4.85%に当たる人々が、認知症を患っているとの調査結果も公表される⁽³³⁾。

寝たきりや認知症は、高齢者の失禁を伴うことが少なくない。失禁を経験する高齢者は、1950年代の調査によれば高齢男性の4人に1人以上 (26%)、女性の5人に1人以上 (22%) を数える⁽³⁴⁾。

介護施設ではなく自宅に暮らす高齢者は、寝たきりや認知症を患う高齢者に限定されない。結果として地域に暮らす要介護高齢者は多い。これは、P.タウンゼントが1954年から55年にかけてロンドン東部を対象に手掛けた調査を通して示される。すなわち、「遙かに多くの要介護者や慢性疾患の患者」⁽³⁵⁾が、病院や介護施設ではなく自宅に暮らす。これと同じ事実は、P.タウンゼントも参加をして1962年に行われた3ヵ国比較調査（デンマーク、イギリス、アメリカ）によっても確かめられ、病院や介護施設に入所する65歳以上の比率は、5.3%（デンマーク）を始め3.6%（イギリス）及び3.7%（アメリカ）と総じて低い⁽³⁶⁾。イギリスやアメリカよりも伝統的に施設介護の強調されてきたデンマークでさえ、見られるように5%程度に止まる。イギリスは、アメリカと共に一段と低い。

P.タウンゼントが、国際比較を含めて繰り返し調査を手掛けるのは、当然のこととはいえ明確な目的を持つてのことである。それは、高齢者の地域における暮らしの継続可能性と条件を仔細に明らかにすることである。

高齢者の多くが自宅において暮らしを営むとき、必要な日常生活上の援助は、主に家族によって担われる（表3）。介護者が短くはない期間に亘って家族介護者（Family carers）と呼ばれてきた理由の一つも、そこにある。しかし、家族に担われるといつても、家族を構成する誰もが均等に担うわけではない。性別による明らかな不均衡を伴う。「家族による介護の体制」は、これもP.タウンゼントによる1954 – 55年の調査を通して明らかにされたように「主として親族の女性を以って構成される」⁽³⁷⁾。言うところの「親族の女性」には、要介護高齢者の妻や同居の独身娘はもとより結婚を機に家を離れた娘も含まれる。

表3 要介護者の日常生活上の援助主体との家族関係等別介護形態別3カ国比較(1962年) (1)
(単位: %)

| | 入浴介助 | | | 足(身体)介助 | | | 家事援助 | | |
|-------------|---------|----------|---------|---------|-----|-----|------|-----|-----|
| | イギリス(A) | デンマーク(B) | アメリカ(C) | (A) | (B) | (C) | (A) | (B) | (C) |
| 配偶者 | 15 | 51 | 42 | 13 | 34 | 32 | 18 | 35 | 25 |
| 同居の子ども | 28 | 15 | 18 | 15 | 12 | 22 | 25 | 11 | 19 |
| 別居の子ども | 5 | 8 | 13 | 8 | 8 | 12 | 11 | 8 | 12 |
| 同居の配偶者・子以外 | 6 | 8 | 10 | 3 | 3 | 6 | 7 | 5 | 9 |
| 別居の配偶者・子以外 | 5 | 6 | 13 | 18 | 36 | 25 | 11 | 20 | 21 |
| 足病医の個人医療 | | | | 11 | | | | | |
| 私的な在宅サービス利用 | | | | | | | 11 | | |
| 社会サービス | 7 | 8 | 0 | 27 | 5 | | 9 | 6 | |
| なし | 37 | 5 | 4 | 6 | 1 | 2 | 13 | 15 | 14 |
| 計 | 102 | 100 | 100 | 101 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(資料) Peter Townsend and als, Old people in three industrial societies, Routledge & Kegan Paul, 1968, pp.65-66 and p.68より作成。

(注) (1) 合計が102あるいは101と示されている箇所もあるが、実数が併記されていないことから、そのまま表示した。

高齢者の世話を当たる未婚女性への影響は、大きい。B.S.ロウントリーを責任者とする調査委員会の1947年報告書が早くも伝える⁽³⁸⁾ように、女性は、働き続けて職業経歴を積み重ねたり、結婚を選び取ったりする代わりに、日常生活上の援助に一身を捧げることになる。結果として女性の労働率はもとより就業形態に及ぼす影響は大きく、日常生活上の援助を手掛ける女性の労働率は、介護責任を負わない女性よりも低く、他方、前者のパートタイム比率は後者に較べて高い(表4)。言い換えれば女性の介護者比率は、就業女性よりも不就業女性について高く、同様に、フルタイム就業の女性よりもパートタイム就業の女性について高い(表5)。表中1980年の計数に示される傾向は、1965年の計数からも既に読み取ることができる。1985年にイギリス政府が他の国々に先駆けて手掛け、95年や2000年あるいは2009年などの実施を経て、その後2001年と2011年の『国勢調査』の一環としても実施される一連の介護者調査に確かめることのできる事実と内容に照らして重なり合う。介護責任が女性の労働率と就業形態に及ぼす影響は、これらの結果に照らして明らかである。忘れるわけにいかないことは、そうした事実の一端が、B.S.ロウントリーを責任者とする委員会の1947年報告書に女性による介護を事由にした結婚の断念と併せて既に描かれていたことである。

表4 女性の介護責任の有無別労働率と就業形態(1965年) (単位: %)

| | 高齢者を見る女性 | 介護責任のない女性 | 全女性 (在学中を除く) |
|----------|----------|-----------|-----------------|
| 就業 | | | |
| フルタイム就業 | 21.3 | 34.5 | 33.0 |
| パートタイム就業 | 23.9 | 17.5 | 18.2 |
| 他 | 2.4 | 2.4 | 2.4 |
| 小計 | 47.6 | 54.4 | 53.6 |
| 不就業 | | | |
| 再就業可能性強い | 10.0 | 14.5 | 14.1 |
| 再就業可能性なし | 42.4 | 31.1 | 32.3 |
| 小計 | 52.4 | 45.6 | 46.4 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(資料) Andrey Hunt, A Survey of women's employment, a survey carried out on behalf of the Ministry of Labour by the Government Social Survey in 1965, Vol.1, HMSO, pp.112より借用。

表5 疾病患者もしくは要介護高齢者の世話に当たる女性介護者の就業状態及び就業形態別比率(1965年、80年) (単位: %)

| | 1965年 | 1980年 |
|-------------|-------|-------|
| フルタイム就業女性 | 7 | 11 |
| パートタイム就業女性 | 15 | 16 |
| 就業女性計 | 10 | 13 |
| 不就業女性 | 13 | 15 |
| フルタイムの勉学中女性 | | 3 |
| 全女性 | 11 | 13 |

(資料) Jean Martin and Ceridwen Roberts, Women and employment, a lifetime perspective, the report of the 1980 DE / OPCS women and employment survey, HMSO, 1984, p.113より借用。

在宅サービスのニーズとその広がりも、戦後における高齢者調査の関心の一つである。1946年にロンドンで開かれた高齢者介護に関する討論会はもとより、B.S.ロウントリーを責任者とする調査委員会の1947年報告書も、家事援助を含む在宅サービスに関するニーズの大きさについて伝えていている⁽³⁹⁾。

しかし、地方自治体による在宅サービスが要介護高齢者とその家族のニーズに沿って給付されているかと言えば、事実はそうではない。既に在宅サービスを受けている要介護高齢者に対するサービスの拡充はもとより、サービス給付率の自治体間格差、認知症に対応するサービスの欠如、あるいは、ニーズを持ちながら全くサービスを受給していない要介護高齢者がサービス受給者の

数倍に上る規模の存在などについて、1960年代の調査⁽⁴⁰⁾を通して相次いで明らかにされる。

ニーズの不充足状態が地域を超えて広く認められる要因の一つは、在宅サービスの給付要件である。すなわち、「在宅サービスは、家族によるサービスにとって代わる存在と考えるわけにいかないのであって…、あくまで家族によるサービスの補足として位置づけられなければならない」⁽⁴¹⁾ことから、その給付要件は、専ら高齢者の要介護度を以って構成されるわけではない。これも1940—50年代以降の高齢者調査⁽⁴²⁾が相次いで明らかにしてきたように、一人暮らしであって子どもも居ない、あるいは、娘は居るけれども離れて暮らしている、親族との繋がりが薄いなどの要件がサービス給付に当たって重視されることから、重い介護度にある高齢者と言えども介護者、とりわけ女性の介護者のいる場合には、在宅サービスの給付対象から除外される。公正な給付要件とは無縁な内容であるにもかかわらず、これが実際の長らく時代を特徴づけた偽らざる姿である。

このような給付要件が定められるに当たっては、次のような調査結果が合理的な拠り所として示される。

「二つの不可欠な結論は次の通りである。(1) 近くに、娘や女性の親族のいる老人、ことに女性は、国の援助を最低限にしか要求しない。(2) 孤立した老人は、桁外れに強い要求をする。老衰や病気で、自分の買い物や選択のため、助力や看護を必要としている人々は、娘が同居しているか、近くに住んでいるかであれば、自宅でそれがもっとも得やすいが、もし娘が幾らか離れた所に住んでいるならば、援助を得るチャンスは、それだけ少なくなる。家族の環境の次のような多様性に応じて一息子および嫁と同居しているが娘の居ない者、子どもの居ない者、生涯独身であった者で、しかも一人も兄弟（Siblings）の居ない者一にとっては、家族のもつ有効性は減少し、公的な扶助に対する要求が増大する。このことは、ベスナル・グルーンで行った、家庭にいる人々の面接調査から広範に予想しうるところであり、また、このことは、公的扶助に関するデータでも広く確認できそうである。全体として、女性は男性よりも恵まれているが、しかし、その様相は、いささか混乱している。というのは、より多くの男性が結婚していて、妻が適切に面倒をみててくれるからである。このことは、なぜ全体として、男性が居宅の援助を受けることが少ないかを説明している。しかし、独身者や妻を亡くした男たちは、ひとたび老衰したり、妻に死なれたりした場合に、女性の同様な場合より親戚からの援助を受けることが少なく、妻を亡くした男たちに関する限りは、独立した生活を保つことが一層難しい。したがって、相対的に女性より男性の方が、地方自治体や国からの制度的な介護を求めているといえる」⁽⁴³⁾。

家族、とりわけ女性による無償の介護を当然の前提として定めることから、介護者、なかんずく介護を担う女性の居る要介護高齢者は、女性介護者との同居はもとより別居の場合でも、在宅サービスの要件に抵触することから自治体によるサービスを受けることができない。

しかし、介護者とりわけ女性介護者のいかにも重い負担を放置したままでは、地域における介

護の可能性を危うくし介護施設への高齢者の入居に道を開きかねないことから、包括的な家族支援サービス (Comprehensive family help service)、あるいは、包括的な在宅サービス (Comprehensive home help service) に関する提言が、高齢者調査の結果を踏まえて行われる。比較的早い時期の代表的な提言としては、P.タウンゼントによる1957年と62年のいずれも単著の中で行った提言がある。P.タウンゼントは、「家族によって引き受けられる介護の限界」を強く意識しながら、「高齢者が自分の家で、自分の親族の手で日常生活上の援助を受けることができるよう支援することが必要である…」⁽⁴⁴⁾として、常時付き添い手当 (Constant attendance allowances for the bedridden and housebound) に加えて、1週間に一晩もしくは休暇期間におけるケアワーカーの派遣とこれによる介護者の日常生活上の援助からの経過的な解放、遠方に住む親族のための一時宿泊設備の整備などについて提言する。このうち日常生活上の援助からの介護者の一時的な解放に向けて構想されるサービスは、夜間付き添い (Night attendance) と短期休暇 (Short holidays) の2つである。

要介護高齢者の家族という表現を用いる限りで、介護者の表現を直接には使用していないとはいえ、提言の内容に即して考えるならば、介護者のニーズを念頭に置いたうえで、介護者を直接の対象にする支援を含むことから、のちに広がりをみせ法的な拠り所も明確になる介護者支援の考え方と方法について萌芽的に示している、と評することができる。同時に、P.タウンゼントが包括的な家族支援サービスについて提言をするからといって、在宅サービスをまずもって家族の居ない要介護者に給付しなければならないのであって、在宅サービスは、あくまで家族の担つて然るべき役割に取って代わるわけではなく、その補完であるという基本的な立場に変化はない。こうした意味でP.タウンゼントの言う「包括的な家族支援サービス」は、1990年代末葉以降における介護者支援の考え方とは異なると付言しておかなければならぬ。

P.タウンゼントの提言は、その後、シーボーム委員会報告として知られる『地方自治体と対人社会サービス委員会報告』(1968年)に継承される。すなわち、シーボーム委員会報告は、「家族による高齢者の介護が最も重要であり、他の何ものも以ってしてもこれに代替できない」として高齢者の日常生活上の世話を当たる「家族への支援にあらゆる努力を払うべきである」、あるいは、高齢者の居る「家族全体に対して、しばしば援助を差し伸べる必要がある」と指摘する。「家族への支援」、あるいは「家族全体」への支援として情報の提供の重要性について述べた上で、短期入所施設が「家族の休息や休暇」⁽⁴⁵⁾にとっても重要であると指摘する。

P.タウンゼントの提言には、政府の委員会による賛意を含めて肯定的な評価が寄せられる一方において、少なくない批判の寄せられたことも、これまた確かである。批判の主な論点は、4つに整理することができる。

第1に、介護者の供給源に関する楽観的な見通しへの批判である。

P.タウンゼントによる調査は、家族構造の変化と共に「各世代が独立して生活を営むことが、一般に認められた生活様式になってきている」⁽⁴⁶⁾ことから、高齢者の家族や地域からの孤立化を招いていると指摘する当時に支配的な見解の批判的な検討を念頭に置いて手掛けられる。高齢者は、支配的な見解に従えば家族から孤立するがゆえに、家族による扶養はもとより介護も期待できない。これに対してP.タウンゼントは、明らかに多くの高齢者が親族、特に子どもと生活をし、これらを含めて驚くほどに高い割合、すなわち、子どものある高齢者の85%が同居もしくは1マイル以内に住む子どもが一人は居り、大部分の高齢者は、子どもと毎日（78%）、毎日ではないが最低でも週1回（19%）もしくは週に1回以下（4%）接触をしていることから、拡大家族と親族網の機能（the Extended family and the kinship functions）は、依然として大きいと指摘する⁽⁴⁷⁾。

P.タウンゼントへの批判を明示する著書は、1970年代中葉以降に公刊される。例えばR.M.モロニー（Robert M. Moroney）は、1921年から71年の50年間における人口の少子化と高齢化及び女性の労働力化に加えて家族形態の多様化や人口の地域間移動に即して考えるならば、介護者の供給源は実際に縮小していると指摘する⁽⁴⁸⁾。こうして、P.タウンゼントの言う拡大家族と親族網の脆弱化を示唆する。その後に広く受け入れられ、今日もその影響を見て取ることのできる見解を最も初期の段階に示したものである。

第2に、介護を家事や育児と同じように女性の至って自然な生業の一つと信じて疑わないP.タウンゼントの議論にも批判が寄せられる。

夫は、家庭にあって介護に参加しない。フルタイムの仕事に就いて世帯賃金を稼ぎ出す夫にとっては、仕事が介護者化の防波堤として機能する。男性の介護者化は、せいぜいのところ労働市場からの引退を以って画される老齢退職のことである。これに対して、女性が子育てはもとより介護を担うことは、至極自然な事柄として受け止められ、女性の介護責任は、老齢期を含む全てのライフサイクルに及ぶ。結果として女性の労働率はもとより、職業上の地位も低くならざるを得ない⁽⁴⁹⁾。このような批判である。W.H.ベヴァリジ（William Henry Beveridge）『失業—産業の問題—』（1912年、1980年）はもとより、『ベヴァリジ報告　社会保険および関連サービス』（1942年、邦訳、1970年）にも強く流れる家族像に対する批判もある。

第3に、女性の介護者化に伴う影響について健康はもとより職業生活、家計支出及び休日の享受を含む広く社会生活など多方面に及ぶ影響について調査を踏まえた分析が施され、介護者化に伴う機会費用の算出も手掛けられる⁽⁵⁰⁾。女性の介護者化を当然視しないことを出発点にする作業であり、介護者支援の必要性はもとより支援の諸方法と効果を論ずるに当たっての拠り所となる分析である。

介護者化の影響については、後に生活時間調査の手法を用いながら明らかにする調査も手掛けられる。1日当たりの介護時間は、女性、とりわけ仕事を持たない女性に集中し、就業中の女性に

あってさえ男性介護者よりも途方もない程に長い介護時間の結果として、短い仕事時間と自由時間のもとに生活を営むことになる（表6）。介護の影響を日常生活上の援助を手掛ける人々の生活全般を視野に置きながら把握しようとする試みの得難い産物である。女性の介護者化を当然視するP.タウンゼントにあっては、そもそも期待することができず、実際にも全く見ることのできない作業であり、いずれもP.タウンゼントへの批判を出発点に行われた調査研究である。

最後に、P.タウンゼントの言う「包括的な家族支援サービス」が、女性の介護者化を当然視しながら構想されることに対しても批判が寄せられ、機会の均等を保障するに相応しい介護者支援に向けた文字通りの意味で包括的な支援について提起される。

この提起は、1970年代中葉以降の活発な議論を経て80年代初頭まで待たなければならなかつたとはいえ、その後のイギリスはもとより広く国際的な広がりを見せる介護者支援の法制度化を思い起こすとき、提起の意義は大きい。その概要は以下の通りである⁽⁵¹⁾。

表6 要介護高齢者を見る介護者の性別就業状態別平日1日当たり
平均生活時間構成(1980年) (1)

(単位:分、%)

| | 妻 | | 夫 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| | 就業中 | 不就業中 | | |
| 睡眠時間 | 454 | 31.5 | 536 | 37.2 |
| 他の生理的時間 | 126 | 8.8 | 127 | 8.8 |
| 生理的時間小計 | 580 | 40.3 | 663 | 46.0 |
| 仕事時間 | 241 | 16.7 | 0 | 0.0 |
| 介護時間 | 111 | 7.7 | 167 | 11.6 |
| 他の家事時間 | 345 | 24.0 | 383 | 26.6 |
| 介護時間と家事時間小計 | 456 | 31.7 | 550 | 38.2 |
| 自由時間 | 163 | 11.3 | 227 | 15.8 |
| 1日の生活時間計 | 1,440 | 100.0 | 1,440 | 100.0 |

(資料) Murriel Nissel and Lucy Bonnerjea, Family care of the handicapped elderly; who pays ?, Policy Studies Institute, 1982, p.20より借用。

(注) (1) 調査対象は、不就業中の妻15人、就業中の妻7人、夫21人である。

夫は全て就業中である。表中の比率は、筆者が計算したものであり、四捨五入のために合計が100.0にならない箇所もある。

(1) 介護者の性別に左右されない公的な支援とその拡充、(2) 要介護者に対する支援に当たっては、要介護者はもとより介護者のニーズも考慮に入れる自治体の責務、(3) 在宅サービスの拡充と住居ニーズの充足、日常生活上の援助を容易にする介護器材の無償提供、(4) レスパイトケアの拡充による介護者の休息や休暇の保障、(5) 要介護者に同伴して交通機関を利用する介護者の交通料金の割引、(6) 要介護者の通院に同伴する介護者の欠勤の権利、有給介護休暇のための労働協約交渉の開始、無給介護休暇法の制度化の検討、介護ニーズに柔軟に対応するための労働

時間の弾力化に向けた労使交渉の開始、(7) 介護者手当の既婚女性への適用開始と手当額の引き上げ、(8) 介護施設の拡充とサービス水準の引き上げ。

見られるようにサービス給付基準の公平性や仕事と介護の両立などP.タウンゼントには全く確認しえない提言が、いくつも含まれる。この提言を前にするとき、P.タウンゼントの言う「包括的な家族支援サービス」の著しいまでの狭さを指摘せざるを得ない。言うところの「家族支援サービス」が、専ら要介護者の施設への入所の防止を念頭に構想された帰結である。また、「包括的」とは言いながら、性別では女性の介護者が「家族支援サービス」から多くの場合に除外されてきた実際を思い起こし、また、P.タウンゼントもそうした現実を視野に収めながら性別による均等な扱いを提示しなかったことに照らすならば、言うところの「包括的」の根拠は失われる。同時に「家族支援サービス」との新しい政策領域は、P.タウンゼントの国際比較を含む実に丹念で膨大な調査を拠り所にする提起があればこそ正当に受け止められて、幅広い議論が早くから行われたものであり、P.タウンゼントの意義深い功績を忘れることなく記憶に止めておかなければならない。

こうしてP.タウンゼントによって1957年と62年に相次いで提起された介護者を対象にする支援は、70年代以降における批判的な検討を経て80年代初頭により体系的な政策提言として形を整えるのである。また、介護施設への入所の防止を目的に初めて提示された「包括的な家族支援サービス」の考えに対しても批判が寄せられ、要介護者はもとより介護者の自主的な選択と性別に関わらない均等な待遇を基調にする介護者支援の考えが提示される。人種や民族に関わらない公平な介護者支援についての提案も、性別に関わらない均等な待遇の考えに沿いながら、その延長線上になされたものである。

3. 障がい者調査と介護者

樋口氏などは、いずれも高齢者介護を問題にする限りであって、障がい児や障がい者に対する日常生活上の援助を扱うことはない。武川氏は、「高齢者介護」に止まらず広く「介護」について問題にすると述べるもの、障がい児や障がい者あるいは長期の疾病を抱えた要介護者について具体的に論ずることはない。しかも、樋口氏は、「現在、主として高齢者に対して言われる『介護』（ケア）」⁽⁵²⁾と述べるように、今日の日本で語られる「介護」は、高齢者介護に限定されるのであって、介護と言うとき、それは、あたかも障がい児や障がい者はもとより長期の疾病を患う多様な年齢階層に対する日常生活上の援助を含意しないかのように主張する。

このような主張を前にするとき、改めて思い起こされるのは、日本における家庭奉仕員制度の歴史である。1956年における長野県内の上田市や諏訪市など13市町村の家庭養護婦派遣制度、あ

るいは、1958年の大阪市における臨時家政婦（のちに老人家庭奉仕員）派遣制度などを皮切りに出発した制度は、1962年に老人家庭奉仕事業として国庫補助の対象になったのち、1967年の身体障がい者家庭奉仕員制度並びに1970年の心身障がい児家庭奉仕員制度を経て、漸く1976年に3つの制度の一体的な運営へと移行する。1962年に国の制度として出発してから5年もしくは8年後に障がい者や障がい児も対象にする制度へと再編され、制度の一体的な運営には、14年を要したのである。家庭奉仕員制度は、これ以降高齢者はもとより障がい者や障がい児を等しく視野に収めて漸く一体的に運営される。このような歴史を振り返るとき、なおも要介護高齢者だけを視野に収め、障害や疾病を抱えることから日常生活上の援助を高齢者と同じように必要にする多様な年齢階層の人々を視野の外に放り出す議論の危うさを感じざるを得ない。介護の歴史を語るならば、日本における介護サービスの変遷と真摯に向き合った上で議論を組み立てたいものである。

高齢者介護だけを論ずる議論、あるいは、広く介護を扱うと言いながら高齢者介護への言及を以ってよしとする作業は、介護に関する国際常識とは明らかに異なる。イギリスの雇用機会均等委員会 (Equal Opportunities Commission) が、1980年から82年にかけて世に問うた報告書は、『高齢者と要介護障がい者に対する介護経験—調査報告—』(1980年) を始め『誰が介護者を支援するか—高齢者と障がい者の世話を当たる人々の機会—』(1982年) 及び『高齢者と障がい者の介護—コミュニティケア政策と女性の生活—』(1982年) であり、3つの報告書の表題から容易に読み取ることができるように、高齢の要介護者の日常生活上の援助に当たる介護者と障がい者を見る介護者とを同時に扱っている。こうした事情は、ひとりイギリスの一つの機関に限られるのか、それともイギリスはもとより広く国際的に認められるのであろうか。介護者の定義に即して検討してみよう。

政府の統計機関による介護者調査は、イギリスの人口統計調査局 (Office of Population Censuses and Surveys) による1985年調査が、世界で最初である。この調査は、介護者 (Carers) について「疾病や障害を抱える人もしくは老齢の人の日常生活上の援助を手掛けることから、追加の家族的責任を負う全ての人々である」⁽⁵³⁾と定義する。この定義は、1995年と2000年の介護者調査にはそのまま用いられると共に、2001年の『国勢調査』にも発展的に継承される。全国統計局 (Office for National Statistics) が、『国勢調査』に当たって示した定義によれば「長期の疾病や精神疾患、障害あるいは老齢に伴う諸問題を抱える家族構成員、友人、隣人などの日常生活上の援助を行うならば、無償の介護の担い手」、すなわち「介護者」である⁽⁵⁴⁾。1985年調査の定義と比較をして変更が認められるとすれば、介護の担い手を家族構成員に限定せず友人や隣人を加えていること、及び有償の担い手との混同を避けるために「無償の介護の担い手」と明示していることである。いずれも短くはない調査研究の成果を取り入れたものである。しかし、1985年調査の定義は、この2つを除くならばその後も基本的に継承される。

イギリスに次いで介護者調査を1993年に手掛けたオーストラリア統計局（Australia Bureau of Statistics）も「介護者は、障害を抱える人あるいは60歳以上の高齢で移動を含むセルフケアや食事の準備あるいはコミュニケーションなどの問題を抱える人に無償で日常生活上の援助を手掛けるあらゆる年齢層の人々である」⁽⁵⁵⁾と定義を加える。この定義も介護者を要介護高齢者の日常生活上の援助に当たる人々に限定しないことにおいて、イギリス政府の定義と重なり合う。

同様の定義は、ドーバー海峡を隔てた隣国のフランス政府にも確かめることができる。労働・社会関係・連帶省（Ministère du Travail, des Relations sociales et de la Solidarité）の編集による『家族介護者便覧』（初版、2008年、第2版、2009年、第3版、2011年）によれば「家族介護者は、周りに居る要介護高齢者や障害を抱えた人々の日常生活上的一部もしくは全部を無償のもとに援助する人々である」⁽⁵⁶⁾。この定義は、2008年に実施された政府の介護者調査にも継承される。家族介護者と敢えて家族を付け加える表記は、ケアワーカーとの無用の混同を避けるために考案されたものであり、家族と言うからといって、そこに要介護者の隣人や友人を含まないわけではない。比較的新しく形成された用語の定着に向けた試みの一つであり、イギリスやアメリカでも同様の意図から80－90年代に少なからず確かめることのできる表記である。

イギリス政府などによる定義は、アイルランドの中央統計局（Central Statistics Office Ireland）の介護者調査（2001年、2002年、2006年、2009年）やニュージーランドの社会発展省（Ministry of Social Development）他『介護者支援戦略及び5ヵ年実施計画』（2008年）にも同じように確かめることができる。イギリスやオーストラリアと同じように政府による介護者調査が年を重ねながら手掛けられているカナダでも、統計局（Statistique Canada）による介護者の定義は、イギリス政府のそれと同様に広い。カナダのマニトバ州議会に州政府から2011年5月に提出され成立した介護者の社会的な認知に関する法律（Loi sur la reconnaissance de l'apport des aidants naturels）にも同じ様に確認することができる。また、アメリカの生涯に亘るレスパイトケアに関する2006年連邦法（The Federal Lifespan Respite Care Act of 2006）が、老齢や疾病あるいは障害を抱える全ての年齢階層の要介護者の世話を当たる介護者を対象に定められたことに照らすならば、連邦法に言う介護者の定義は、イギリス政府のそれと同じように広い。同様に、フィンランドの社会問題・保健省（Ministry of Social Affairs and Health）とスウェーデンの保健・社会問題省（Ministry of Health and Social Affairs）、あるいは、オランダの保健・福祉・スポーツ省（Ministry of Health, Welfare and Sport）による定義も、高齢者はもとより障がい児や障がい者等を見る介護者を含むことから広い。ドイツの介護保険法が、要介護の状態を老齢に限定せず、介護者を直接の対象にする支援を明記することを思い起こすならば、ドイツ政府による介護者の定義も他の国々と同様に広い。さらに、ノルウェーの介護者手当が、高齢者はもとより障がい者あるいは重い疾病を抱える人々を見る介護者を対象にすることに照らすならば、ノルウェー

政府による定義も広い。オーストリア政府、スイス政府、エストニア政府及びスロバキア共和国政府の定義も同様である。これらの国々の動向を反映してヨーロッパ連合はもとより世界保健機関 (World Health Organization) 及び経済協力開発機関 (Organisation for Economic Co-operation and Development) による介護者の定義も同じように広い。

16ヶ国の政府と1ヶ国の州政府及びヨーロッパ連合など3つの国際機関による定義は、研究者によるそれと内容に照らして重なり合う。例えばイギリスとアメリカおよびカナダで同時に公刊された『社会政策国際百科辞典』に収められた介護者に関する定義は、要介護者 (dependent person) が日常生活上の援助を必要にするに至った事由や年齢階層を専ら老齢や高齢者層に限定することなく、障害や疾病及び高齢者以外の年齢階層を含めて広く把握する⁽⁵⁷⁾。

政府はもとより研究者の採用する定義は、慢性疾患や障害あるいは他の長期に亘るニーズを抱える人々に無償の日常生活上の援助を提供する人々を介護者と理解するヨーロッパレベルの民間非営利団体ユーロケアラーズ (Eurocarers、2004年設立、2006年団体登録) の定義⁽⁵⁸⁾とも重なり合う。また、「ヨーロッパにおける介護者の動向」と題して第1回家族介護に関する国際会議（1998年5月14－15日、於ロンドン）において報告したヨーロッパ共同体 (European Communities、現在のヨーロッパ連合、European Union) 雇用・労使関係・社会問題委員会の責任者も、要介護高齢者を見る介護者に限定せず、障害を抱える児童を含む要介護者の日常生活上の援助に当たる介護者も正当に視野に収めながら論ずる⁽⁵⁹⁾。これは、ひとり委員会責任者の理解に止まらず広く国際会議の諸報告によって共有される。

樋口氏の議論は、このように介護者に関する定義を簡単にでも振り返るならばただちに理解されるように、広く国際的に承認された理解とは明らかに異なる。参考までに言えば樋口氏は、1998年に開かれた第1回家族介護に関する国際会議に他の9名の日本人女性と共に参加をしている。しかし、国際会議に共有された介護者の定義とは明らかに異なる理解を示す。その理由は定かではない。遠くロンドンにまで出向いての国際会議への参加は、介護者に関する国際レベルの知見を得る上でどのような意味を持ったのであろうか。今日では、国際的な常識と評することのできる理解を知る格好の機会を得たにもかかわらず、国際常識を視野の外に放り出したままに介護や介護者の歴史を否定するのであっては、なんとも残念なことである。介護者に関する現状分析はもとより歴史研究においても国際的な知見が無用であるとは、これまでの実績に照らして考え難い。

樋口氏の議論に与する限り、介護と高齢者介護とを事实上同一視することを通して、日本に独自の表現としての老老介護とも相俟って介護と介護者の歴史を否定するに止まらず、介護者の多様な存在について自ら目を塞ぐことになる。要介護高齢者を見る高齢の介護者は、介護者サポートネットワークセンター・アラジンが、厚生労働省の補助金を得て実施した介護者調査⁽⁶⁰⁾でも明らかにしたように介護者の過半を占めるとはいえ、決して全部ではない。また、高齢の介護者を

ひとまず60歳以上の介護者と理解すれば、高齢の介護者は、介護者の4人に1人程を数えるに止まる（イギリスのイングランド、27.1%、2001年、オーストラリア、26.1%、2008年）。他の4人中3人程は、59歳以下の介護者によって占められる（イギリスのイングランド、74.1%、オーストラリア、72.9%）。あるいは、介護者の年齢階層に関する区分が先の2ヵ国と異なるアイルランドでも、高齢の介護者の占める比率は高いわけではない（55歳以上64歳以下、16.8%、65歳以上、11.3%、計28.1%、2006年）。ニュージーランド統計局『ニュージーランドの2006年における障害と無償の介護—障害調査結果—』が、明らかにした事実も類似する（65歳以上の介護者中の比率12.8%）。

年齢階層別の介護者比率は、65歳以上の高齢者で最も高いわけではなく、45歳以上64歳以下層で最も高い。前者の介護者比率が6-8人中1人であるのに対して、後者のそれは4-5人中1人を数える（表7）。イギリスと共に政府の統計局による介護者調査が蓄積されるオーストラリアやニュージーランドあるいはアイルランドでも、同様の傾向を指摘することができる。念のために年齢階層の区分がイギリスよりもやや細かいオーストラリアにおける介護者の年齢階層別比率を、併せて示しておきたい（表8）。55歳以上64歳以下層の介護者比率の高さもさることながら、45歳以上54歳以下層の比率もこれと同様の水準にある。

表7 イギリスにおける介護者の年齢階層別
比率(1985-2001年)(1)

(単位：%)

| | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2001年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5-17歳 | | | | | 1.3 |
| 16-29歳 | 7 | 8 | 6 | 8 | 8.7 |
| 30-44歳 | 14 | 15 | 10 | 13 | |
| 45-64歳 | 20 | 24 | 20 | 24 | 22.1 |
| 65歳以上 | 13 | 13 | 13 | 16 | 11.9 |
| 計 | 14 | 15 | 13 | 16 | 10.7 |

(資料) Office of Population Censuses and Surveys, Informal carers,a study carried out on behalf of the DHSS as part of the 1985 GHS, HMSO,1988, p.8,Office for National Statistics, Informal carers, results of an independent study carried out on behalf of the DH as part of the 1995 GHS, TSO,1998, p.16,National Statistics, Carers 2000, results from the carers module of the GHS 2000, TSO,2002, p.6,Office for National Statistics, Census 2001, national report for England and Wales,TSO,2004, table S025,p.56より作成。

(注) (1) 1985年から2000年はイギリス全体、2001年のみイングランドとウェールズの結果である。2001年の計数のみ18歳以上44歳以下についてである。空欄は不明である。2009-2010年のイングランド調査は、年齢区分が異なることから表には示していない。参考までに以下の通りである。16-24歳6%、25-34歳7%、35-44歳10%、45-54歳16%、55-64歳18%、65-74歳16%、75歳以上13%、平均12%。NHS The Information Centre, Survey of carers in households 2009 / 2010, NHS, The Information Centre,2010, p.22.

表8 オーストラリアにおける介護者の年齢階層別
比率(2003－09年) (1) (2)

(単位；%)

| | 2003年 | 2006年 | 2009年 |
|------------|-------|-------|-------|
| 17歳以下 | | 3.5 | 3.0 |
| 18歳以上24歳以下 | 8.8 | 4.8 | 7.1 |
| 25歳以上34歳以下 | 10.7 | 7.2 | 8.4 |
| 35歳以上44歳以下 | 16.4 | 10.7 | 14.0 |
| 45歳以上54歳以下 | 19.4 | 14.2 | 19.3 |
| 55歳以上64歳以下 | 21.8 | 15.6 | 21.9 |
| 65歳以上74歳以下 | 20.6 | 11.0 | 21.5 |
| 75歳以上 | 18.0 | 7.4 | 15.7 |
| 計 | 15.6 | 10.1 | 12.2 |

(資料) Australian Bureau of Statistics, A Profile of carers in Australia, ABS,4448.0,2008, p.10 and p.84,ABS, Caring in the community, Australia, ABS, 4436.0, 2009, p.9より作成。

(注) (1) 2003年の計数のうち18歳以上24歳以下のそれは、15歳以上24歳以下に関する計数であり、17歳以下の区分はなされていない。また、2006年の計数のうち17歳以下とは15歳以上17歳以下であることを申し添える。1993年調査における介護者の年齢区分は、14歳未満、15歳以上29歳以下、30歳以上44歳以下、45歳以上59歳以下、60歳以上74歳以下、75歳以上などその後の調査とは異なり、しかも、要介護者と同居の介護者に限定しての調査結果の公表であることから、表中には示していない。ABS, Focus on families, caring in families: support for persons who are older or have disabilities, ABS,4423.0,1995,p.23.

(2) 2003年と2009年の調査は、以下のものである。ABS, Survey of disability, ageing and carers. 他方、2006年の調査は以下のものである。ABS, Census of population and housing.

欧米では、こうした事情も視野に收めながら成人の介護者(Adult carers)や高齢の介護者(Older carer)に加えて、障害や疾病を抱える親などを看る年齢階層18歳未満のヤングケアラー(Young carers)、社会に旅立つ年齢階層に当たる16歳以上24歳以下のヤング・アダルトケアラー(Young adult carers)、学生でもある介護者(Student carers)、障がい児や障がい者の保護者として日常生活上の援助に当たる介護者(Parent carers)、要介護者の配偶者でもある介護者(Spouse carers, spousal carers)、あるいは、日常生活上の援助を終えた介護者(Former carers)などの表現が、介護者の表現とは独自に形成され広く用いられる。農村部に住む介護者(Rural carers)や少数民族に属する介護者(Black & minority ethnic carers, Black asian minority ethnic carers)などの表現と全く同じように、介護者の多様な存在とニーズとを正確に把握するために開発され、今日では社会に広く受け入れられた表現である。

介護者の年齢階層は、高齢の介護者はもとより成人の介護者あるいは配偶者でもある介護者を除いて総じて若い。10歳以下もしくは11歳以上15歳以下の要介護児童を看る介護者、すなわち、保護者でもある介護者の週当たり介護時間は、英国介護者協会の委託調査(1998年)などが明ら

かにしてきた⁽⁶¹⁾ように、65歳以上の要介護者を見る介護者を含む他の介護者の週当たり介護時間よりも総じて長いという現実もある。また、イギリスの医師を含む国民医療サービス (National Health Service, NHS) 職員や一般開業医 (General Practice, GP) による介護者への配慮ある対応は、国民保健サービス『イングランドにおける成人介護者への対人社会サービス調査—2009—10年—』(2010年) が明らかにしたように18歳以上24歳以下の年齢階層で最も低く、他方、85歳以上の年齢階層で最も高い。配慮ある対応の比率は、この計数にその一端が示されるように年齢階層に比例して上昇する。

これらの4カ国に関する僅かな調査結果を一瞥しただけでも、専ら高齢の介護者に関心を絞り込むわけにいくまい。絞り込みは、介護者を主題に取り上げながら、介護者の多様な存在とニーズに自ら目を塞ぐことになり、巡りめぐって介護者支援の必要性ととりわけ効果的な支援の方法を巡る議論と決別することになる。介護者について論ずる意義は、論者の意に反して大きく減退する。

介護者の多様な存在を示す幾つもの独自の表現は、日常生活上の援助の必要性を専ら老齢に限定せず、老齢はもとより障害や疾病などを含めて広く把握して介護者の負担を正確に把握しようとすればこそ生まれたそれであり、これを通して介護者の実に多様なニーズの把握が可能になる。

介護者に関するこれらの6つの表現の内、高齢の介護者とヤングケアラー及びペアレント・ケアラーの3つの用語は、全ての参加者に配布された会議の進行計画や報告書にも記録される⁽⁶²⁾ように、先に紹介の国際会議の報告や討論でも広く使用される。しかし、残念なことに樋口氏等は、これらの用語についてもご存じないようであり、氏等の議論に与する限り、高齢の介護者を除く用語の形成は期待しえない。介護者を主題に取り上げながら、介護者のニーズの包括的な把握への道も自ずと閉ざされる。

介護と介護者の歴史の存在は、障がい者調査を通して確かめることができる。

精神障がい者に対する日常生活上の援助は、記録に目を通す限りでも19世紀後半に遡る。民間非営利団体が、この時期に収容施設を提供し問題の対応に乗り出し始める。しかし、精神障がい者のための公的な介護サービスは、1886年法 (the Idiots act of 1886) まで待たなければならなかつた。その後、制定された精神疾患に関する1913年法 (the 1913 Mental deficiency act) は、精神障がい者の大規模施設への収容を政策の基調に据える。精神障がい者の施設への収容を通した家族はもとより地域からの隔離である。さらに、精神疾患に関する1927年法 (the Mental deficiency act of 1927) とウッド委員会 (Wood committee) の報告 (1929年) は、1913年法の見地とは異なって共に施設外の介護に力点を置き、自宅における介護への関心を高めることになる。第二次大戦後の1948年以降には、施設外の介護が一段と強調される。特に精神保健に関する1959年法 (the 1959 Mental health act) は、施設介護から地域における介護へと明確な方向転換を図り、障がい

者はもとより高齢者を対象に今まで続くコミュニティケア政策の最も初期の法的な拠り所である。

精神障がい者の介護が施設から地域へと移り変わることに対応して問題になるのは、介護サービスの担い手である。地域における介護（Care in community）は、イギリスの政策論議で繰り返し指摘されてきたように意味の至って不鮮明な表現であり、介護の担い手に即して言えば地域における介護ではなく地域による介護（Care by community）に他ならない。すなわち、介護の多くは、公的なサービスではなく地域に暮らす家族はもとより要介護者の友人あるいは隣人などによって担われる⁽⁶³⁾。

介護の多くを家族が担うことから、家族への影響が問題になる。しかし、精神障がい者に関する調査が1908年に始まり、1929年、1933年及び1934年にも実施されたとはいえ、家族への影響は殆ど取り上げられず、漸く俎上に上るのは、第二次大戦後の1950年代中葉以降まで待たなければならなかった。精神障がい児を抱える両親を対象に両親の抱える諸問題について最初に調べ上げ、その後、精神障がい者とその家族に関する開拓的な調査と広く称賛される⁽⁶⁴⁾のは、J.ティザード（Jack Tizard）とJ.C.グラド（Jacqueline C. Grad）の共著『精神障がい者とその家族—社会調査一』（1961年）である。この調査の立案に当たっては、著者たちも直接に言及する⁽⁶⁵⁾ようにバーミンガム（Birmingham）北西の工業都市ウォルバーハンプトン（Walverhampton）を対象に1945年から47年に実施された高齢者調査などの影響を受けている。J.ティザード等がロンドンにおける1954年からの調査を通して明らかにした家族への影響は、以下のようなである。

精神障がい者の母親の半数近く（45%）は、身体的な健康問題を抱えていない。しかし、3人に1人（33%）は、高血圧やリューマチ性心疾患を抱える。さらに、10人中1人（10%）は、健康状態が良くないことから家事を上手くこなすことができず、およそ20人に1人（4%）は、重い病気を患っていることから家事を担うことができない（他に母親の他界8%）⁽⁶⁶⁾。心の健康状態が良くない、もしくは心に重大な問題を抱える母親はおよそ4人に1人（23%）を数える。子どもが精神障がい児施設に入所して以降、心の健康状態が改善した母親も僅かであるとはいえ認められる（7%）。この最後の調査結果も、精神障がい児を見る母親が損なう心の健康状態を間接的に例示する。

精神障がい者が施設ではなく自宅に家族と共に暮らすとき、母親の労働力化は妨げられる。5人中1人以上（22%）の母親の伝えるところである⁽⁶⁷⁾。ごく限られた事例ではあるとはいえ、母親が家計補助のために止むなく働きに出ることから、精神障がいを抱える子どもを施設に入所させた事例もある。母親の労働力化が妨げられることもあって、所得水準は総じて低い。国民扶助の給付水準を10%以上下まわる所得の家族は、5家族中1家族（20%）、同じく給付水準より10%以上上まわる所得の家族は、3家族に1家族に近い（30%、他に給付水準を50%以上上まわる46%、不明4%）。貧困基準は、国民扶助の給付水準を10%以下上まわる、もしくは10%以上下まわる所得

水準と定められることから、半数の家族が、貧困状態に置かれた計算になる。精神障がい者のための衣服や娯楽費用は、所得水準の低さから健常児の居る家族よりも少ない。他方では、多くの両親は、障がい者を抱えることから医薬品や病院への交通費など特別の支出を否応なく迫られる。これらの出費を最優先しなければならないことから、所得水準の低さとも相俟って先の衣服や娯楽に要する費用を圧縮しなければならないのである。

住宅の過密度は、精神障がい者を施設に入所させている家族に較べるならば、障がい者と共に自宅に暮らす家族について格段に高い（40%、20%）⁽⁶⁸⁾。家族人員が健常児を養う家族に較べて多いわけではない。所得水準の低さに起因することから、家族が不本意ながら選び取った結果である。

精神障害がい者の日常生活上の援助に追われ、所得水準の低いこととも相俟って、家族の社会的な接触や交友も厳しさを伴う（表9）。障がい者を自宅で看る家族の厳しさが、表に示されるように顕著である。社会的な交友に乏しい家族にあっては、社会的な孤立（Social isolation）も意図せざる結果の一つとして招き寄せる⁽⁶⁹⁾。日常生活上の援助に追われる家族の事情はもとより、社会サービスの至って不充分な給付と相まった結果である。精神障がい者が年齢を重ねるにつれて、家族の将来に対する不安も増す。

J.ティザード等の調査を通して初めて明らかにされた事実は、それ以降の調査⁽⁷⁰⁾を通して幾度となく繰り返し確かめられる。その後の調査にJ.ティザード等の作業と確かに異なる成果が認められるとすれば、介護者（Caretakers）の表現を新たに用い、家庭内の性別分業（Domestic division of labour）や生活の質（Quality of life）の概念を援用しながら様々な影響についてより体系的な分析を施したことである⁽⁷¹⁾。女性学や老年社会科学の分野で形成され広まった概念の援用である。

表9 精神障がい者の居る家族の在宅／施設入所別社会的交友状況(1954年) (1)

| | 実数(家族) | | | 比率(%) | | |
|------------|---------------|-----------------|----------|-------|-------|-------|
| | 障がい者在宅 (A) | 障がい者施設入所 (B) | 計 (C) | (A) | (B) | (C) |
| 問題なく普通の状況 | 82 | 69 | 151 | 54.7 | 69.0 | 60.4 |
| 制限された状況 | 45 | 23 | 68 | 30.0 | 23.0 | 27.2 |
| 厳しく制限された状況 | 23 | 2 | 25 | 15.3 | 2.0 | 10.0 |
| 親の他界など | 0 | 6 | 6 | 0.0 | 6.0 | 2.4 |
| 計 | 150 | 100 | 250 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(資料) J.Tizard and Jacqueline C.Grad, The Mentally handicapped and their families, a social survey, Oxford University Press, 1961, p.81より借用。

(注) (1) 比率は、実数を元に筆者が再計算のうえ小数点以下まで示した。

1940年代後半に始まる高齢者調査が、要介護高齢者の日常生活上の援助を手掛ける介護者を念頭に置きながら政策提言を忘れることなく行ったように、精神障がい者調査も介護者の支援に向けた提言を調査結果に沿いながら同じように行う。

精神障がい者を見る両親が、緊急時の対応あるいは休息機会の確保のために最長6週間に亘って障がい者を精神病院もしくは地方自治体立の施設に入所させることのできる制度は、1952年からの産物である⁽⁷²⁾。ショートタームケア (Short-term care) と呼ばれるこの制度の利用は、1950年代中葉の調査時点に関する限りごく僅かであるとはいえ、多くの親たちが制度の利用を望んでいたことも、調査が明らかにした事実の一つである。ショートタームケアの拡充はもとより医師やソーシャルワーカーによるカウンセリング、あるいは助言、施設介護サービスの改善、自宅における介護を容易にするための住宅条件の改善、家事援助サービスの拡充などについて、既に60年代初頭に提言が行われる。これらは、70年代の調査結果も踏まえながらさらに拡充され、80年代初頭には高齢者調査を拠り所にする提言と一体化されながら、より体系的な提言として示される。雇用機会均等委員会の提言として、既に前節に示した通りである。

介護の歴史は、日本を含む広く「先進国」において1970年代後半もしくは80年代に始まると断ずる国際的にも類例をみない見解は、高齢者調査はもとより障がい者調査の結果を簡単に振り返るだけでも、その危うさを知ることができよう。

武川氏は、既に紹介したように「高齢者介護」はもとよりこれを除く「介護」も1980年代に出現した全く新しい社会問題であると言う。ならば、精神障がい者を見る家族の緊急時の対応や休息の機会の保障に向けた制度が、戦後程ない時期に属する1952年から出発することもなく、研究者による相次ぐ調査を踏まえた政策提言も行われなかつたに違いない。イギリスの少なくない研究者たちは、精神障がい者とその家族の直面する問題を社会問題の一つとして真摯に受け止めればこそ、家族の休息機会の拡充などについて実に丹念に調査を重ね、確かな調査結果を拠り所に主張したのではあるまいか。また、1968年のシーボーム委員会報告は、P.タウンゼントなどの確かな調査を踏まえた提言を受け入れたと評することのできる「行き届いたサービスの提供」はもとより、短期入所施設の整備による「家族の休息や休暇」⁽⁷³⁾の拡充について提起したという事実もある。この報告が、1942年の『ベヴァリジ報告 社会保険及び関連サービス』以来の最も包括的で鋭い判断に裏打ちされた勧告であることは、イギリス国内はもとより、邦訳書の公刊などを通じて日本でも早くから知られていることである⁽⁷⁴⁾。武川氏は、外国文献はもとより邦訳書に添えられた解説文から容易に読み取ることのできる高い評価さえ知らないままに議論を組み立てているようである。研究者の至極当たり前の作法に従ってこれらの議論を把握しているならば、忘れることなく言及をして自説との整合性を読者に提供しなければなるまい。しかし、そうした言及は一切認められない。してみると、高名な研究者による解説文の存在さえも知らないようである。

武川氏の指摘は、このように簡単にでも振り返ると歴史について研究者として語りながら、歴史に登場するあまりにも良く知られた数々の事実、しかも、介護者支援の制度化に直接の影響を与えた事実さえ知らないままの議論である。介護は、武川氏の評するが如き1980年代に始まる「新しい社会問題」であるのではない。国内外に広く知られた事実さえも確かめることなしに歴史を語る処方こそ、21世紀に立ち現れた「新しい社会問題」として悲しささえも覚えながら意識しなければなるまい。誠に残念で恥すべきことさえある。

おわりに

介護と介護者の歴史研究は、フランスにも確かめることができる⁽⁷⁵⁾。樋口氏等のように介護の歴史を否定する見解とは無縁であり、イギリスにおける調査研究と同じように介護の歴史を丹念に辿りながら論じている。この検討は、フランスにおける高齢者及び障がい者調査の検討と併せて別稿の課題である。

- (1) 樋口恵子「家族のケア 家族へのケア」、上野千鶴子他編『家族のケア 家族へのケア』岩波書店、2008年、1頁。
- (2) 同上、19－20頁。
- (3) 上野千鶴子「当事者とは誰か？—ニーズ中心の福祉社会のために—」、上野千鶴子他編『ニーズ中心の福祉社会——当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院、2008年、33頁。
- (4) 同上、33頁。
- (5) 武川正吾「家族の介護力は元々存在しなかった」、東北社会学会『社会学年報』29号、2000年、35頁、37頁、38頁。
- (6) 三富紀敬『欧米の介護保障と介護者支援—家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論—』ミネルヴァ書房、2010年、311頁。
- (7) 柳谷慶子「日本近世の高齢者介護と家族」、比較家族史学会監修・山中永之佑他編『介護と家族』早稲田大学出版部、2001年、171－172頁。柳谷氏の著書として以下のものがある。柳谷慶子『近世の女性相続と介護』吉川弘文館、2007年、同『江戸時代の老いと看取り』山川出版社、2011年。
また、菅谷則子「養生と介護」（林玲子編『女性の近世』吉川弘文館、1993年）も、近世における介護について得難い分析を施している。
- (8) 柳谷慶子「日本近世の高齢者介護と家族」前掲、173頁。
- (9) 同上、180頁、189頁。
- (10) 同上、192頁。
- (11) 田端光美「イギリス老人福祉におけるホームヘルプ」『社会事業史研究』14号、1986年、66－69頁。
- (12) 山田真知子『フィンランド福祉国家の形成—社会サービスと地方分権改革—』木鐸社、2006年、48頁。

尚、山田氏が家族介護給付について紹介するに当たって依拠した論稿は、以下のものである。

Jorma Sipila and Barbara Simon, Home care allowances for the frail elderly: for and against, Journal of Sociology & Social Welfare, Vol.20, No.3, 1993, pp.119-134.

- (13) Amy Horowitz and Lois W.Shindelman, Social and economic incentives for family caregivers, Health Care Financing Review, Winter 1983,Vol.5, No.2, p.26, Nathan L. Linsk and als, Wages for caring, compensating family care of the elderly, Praeger, 1992, p.5,Agnes Blome and als, Family and the welfare state in Europe, intergenerational relations in ageing societies, Edward Elgar, 2009, p.141.
- (14) Pat Thane, Old age in English history, past experiences, present issues, Oxford University Press, 2000, pp.284-286, Beth Widdowson, Retiring lives ? old age, work and welfare, in Gerry Mooney, Work, personal lives and social policy, Policy Press and The Open University Press, 2004, pp.88-90, Katherine Holden, Personal costs and personal pleasures; care and the unmarried woman in inter-war Britain, in Janet Fink, Care, personal lives and social policy, The Open University and The Policy Press, 2004, pp.62-65.
スピニスターズの掲げた憲章は、イギリスと日本の出版社の共同編集になる全8巻のうちの1冊にも収録されている。これらの編著は、イギリスの19世紀から20世紀中葉までの年金制度に関わる基本的な資料を集めたものである。スピニスターズの運動が、イギリスの年金形成史に不可欠であるとの理解に沿う編集である。The Spinster's charter (1936) , National Spinster's Pensions Association, in John Macnicol and als, Paying for the old: old age and social welfare provision, Volume 8, the 1930s and 1940s, Thoemmes Press and Kyokuto ShotenLtd,2000.
- (15) Elizabeth Roberts, A Woman's place, an oral history of working-class women, 1890-1940, Basil Blackwell, 1984, p.171, p.176, pp.187-189 and p.201, Elizabeth Roberts, Women and Families, an oral history, 1940-1970, Blackwell, 1995, p.19 ,pp.176-177 and pp.181-182.
- (16) I M. Rubinow, The Care of the aged, proceedings of the Deutsch Foundation conference, The University of Chicago Press, 1931, p.41.
- (17) Pat Thane, op.cit., p.11, p.109,p.135, pp.299-300 and p.411.
- (18) Alva Myrdal, Nation and family, the Swedish experiment in democratic family and population policy, Kegan Paul, Trench, Trubner & Co.,Ltd, 1945, p.343.
- (19) Carers National Association, A Stronger voice, the achievements of the carers' movement 1963-93, CNA, pp.4-7, Tim Cook, The History of the carers' movement, Carers UK, 2007, p.8, p.17 and pp.22-23.
- (20) 佐藤幹夫『ルポ・認知症ケア最前線』岩波書店、2011年、205頁。
本文に紹介の牧野氏の指摘は、那須宗一氏による50年ほど前の指摘と内容に照らして一部重なりあうように考えられる。「未婚の子供にとっては老いたる父や母との同居は、婚期や独立の時期をおくらせることにもなり、老親のために犠牲となることもあるだろう。」那須宗一『老人世代論—老人福祉と現状分析—』芦書房、1962年、189頁、小笠原祐次監修『戦後高齢社会基本文献集』第4巻、日本図書センター、2006年、189頁。
- (21) 阿部寛「チャールズ・ブースの貧困調査活動の形成と展開」、日本社会事業大学『研究紀要』52集、2005年12月、119頁。
- (22) Pat Thane,op.cit., p.174.
- (23) B.Seeböhm Rowntree, Poverty, a study of town life, Macmillan and Co. Ltd, 1902, pp.117-118 and pp.298-299.

- (24) The National Council of Social Service Incorporated, Report of the conference on "the care of old people" held at Conway Hall, London on 29th and 30th November 1946, NCSSI, 1947, pp.1-29.
- (25) B.Sebohm Rowntree, op.cit., p.3.
- (26) 山田雄三監訳『ペヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂、1975年、138頁。
- (27) Peter Townsend and als, Old people in three industrial societies, Routledge & Kegan Paul, 1968, p.13.
- (28) John Agate and als, The Care of the old, The Fabian Society, 1969, p.4. 小田兼三訳『地方自治体と対人社会サービス—英国シーボーム委員会報告—』相川書房、1989年、126頁。
- (29) J. タンストール著／光信隆夫訳『老いと孤独—老年者の社会学的研究—』壇内出版、1978年、84頁、96頁。尚、原書は1966年の刊行である。Robert M.Moroney, The Family and the state, considerations for social policy, Longman, 1976, p.43.
- (30) J. タンストール著 光信隆夫訳、前掲、93頁。
- (31) The National Council of Social Service Incorporated, op.cit., p.23, Peter Townsend, The Last refuge, a survey of residential institutions and homes for the aged in England and Wales, Routledge & Kegan Paul, 1962, p.386, Peter Townsend and als, op.cit., p.47, Peter Townsend and Dorothy Wedderburn, The Aged in the welfare state, the interim report of a survey of persons aged 65 and over in Britain, 1962 and 1963, G.Bell & Son Ltd, 1965, p.25.J. タンストール著／光信隆夫訳、前掲、196頁、198頁。Audry Hunt, The Home help service in England and Wales, HMSO, 1970, pp.180-182.
- (32) Peter Townsend and Dorothy Wedderburn ,op.cit., p.25.
- (33) P L.Parsons, Mental health of Swansea's old folk, British Journal of Preventive Social Medicine, Vol.19, p.47, D W.K.Kay, P.Beamish and M.Roth, Old age mental disorders in Newcastle-upon-Tyne, British Journal of Psychiatry, Vol.110, p.152, John Agate et al, op.cit., p.10.
- (34) William Hobson and John Pemberton, The Health of the elderly at home, a medical, social and dietary study of elderly people living at home in Sheffield, Butterworth, 1995.
- (35) Peter Townsend, The Family life of old people, an-inquiry in East London, Routledge & Kegan Paul, 1957, p.194.P. タウンゼント著／山室周平監訳『居宅老人の生活と親族網—戦後ロンドンにおける実証的研究—』壇内出版、1974年、261頁、ピーター・タウンゼンド著／服部広子・一番ヶ瀬康子共訳『老人の家族生活—社会問題として—』家政教育社、1974年、254頁。
P. タウンゼントの業績は、フランスのシモーヌ・ド・ボーヴォワールの著書にも引用される。シモーヌ・ド・ボーヴォワール著／朝吹三吉訳『老い』人文書院、1972年、289頁。
- (36) Peter Townsend and als, Old people in three industrial societies, op.cit., p.23.
- (37) Peter Townsend, The Family life of old people, op.cit., p.61.P. タウンゼント著／山室周平監訳、前掲、88頁、ピーター・タウンゼンド著／服部広子・一番ヶ瀬康子共訳、前掲、88頁。
- (38) B.Sebohm Rowntree, Old people, op.cit., p.47.
- (39) The National Council of Social Service Incorporated, op.cit., p.3 , pp.7-9 and p.13, Seebohm Rowntree, Old people, op.cit.,p.49.
- (40) John Agate and Michael Meacher, op.cit., pp.4-5 and pp.9-10J. タンストール著／光信隆夫訳、前掲、319—320頁。

- (41) Peter Townsend and Dorothy Wedderburn, op.cit., p.33.

英国介護者協会は、14項目に及ぶ提言の冒頭に「家族に対する社会サービスは、日常生活上の援助を担う介護者が居るからという理由で保留されてはならない。これは、特に重い介護負担の場合に重要である」と指摘する。介護者の承認とサービスに関する1995年法 (the Carers (recognition and services) act 1985) から4年後、介護者と障がい児に関する2000年法 (the Carers and disabled children act 2000) の1年前に当たる1999年に公表の提言である。家族の存在を理由にするサービス給付の制限が、いかに根深い歴史的な産物であるかをこの提言から伺うことは容易である。Saul Becker and Richard Silburn, We're in this together, conversations with families in caring relationships, Carers National Association, 1999, p.79.

本文に述べたと同じ問題は、日本の老人家庭奉仕員派遣事業運営要綱にも認められ、奉仕員の派遣は、要介護者が日常生活行動能力に欠けるに止まらず、介護者が全く居ない、居るがその世話を恵まれない要介護者に狭く限られていた。

- (42) Peter Townsend, The Family life of old people, op.cit., pp.189-191.P.タウンゼント著／山室周平監訳、前掲、258—259頁、ピーター・タウンゼンド著／服部広子・一番ヶ瀬康子共訳、前掲、251—252頁。The National Council of Social Service Incorporated, op.cit., pp.20-21,Peter Townsend and als, Old people in three industrial societies, op.cit., p.10, p.203 and p.219, Peter Townsend and Dorothy Wedderburn, op.cit., p.15, pp.30-31 and p.135.J.タンストール著／光信隆夫訳、前掲、253頁。Andry Hunt, The Home help service in England and Wales, HMSO, 1970, pp.170-172, pp.177-179 and pp.238-244.

- (43) Peter Townsend, The Family life of old people, op.cit., pp.191-192.P.タウンゼント著／山室周平監訳、前掲、258—259頁、ピーター・タウンゼンド著／服部広子・一番ヶ瀬康子共訳、前掲、251—252頁。

- (44) Peter Townsend, The Family life of old people, op.cit.,p.203 and p.207.P.タウンゼント著／山室周平監訳、前掲、273頁、278—279頁、ピーター・タウンゼンド著服部広子・一番ヶ瀬康子共訳、前掲、267頁、271頁。Peter Townsend, The Last refuge, op.cit., p.411.

- (45) 小田兼三訳、前掲、125—126頁、135頁、137頁、274頁。

- (46) P. タウンゼントが、A.ミュルダールとV.クラインの著書から引用したものである。

Alva Myrdal and Viola Klein, Women's two roles, home and work, Routledge & Kegan Paul Ltd, 1956, p.25.A.ミュルダール V.クライン著 大和チドリ 桑原洋子訳『女性の二つの役割』ミネルヴァ書房、1985年、43頁。Peter Townsend, The Family life of old people, op.cit., p.5.

ピーター・タウンゼンド著／服部広子・一番ヶ瀬康子共訳、前掲、22頁。尚、P.タウンゼント著／山室周平監訳、前掲には引用文の原文14行の箇所が完全に抜け落ちていることから、頁数を示すことはできない。

- (47) Peter Townsend, The Family life of old people, op.cit.,p.22, p.31,p.37 and p.112.P.タウンゼント著／山室周平監訳、前掲、38頁、50頁、56頁、150頁、ピーター・タウンゼンド著／服部広子・一番ヶ瀬康子共訳、前掲、42頁、52頁、57—58頁、149頁。

- (48) Robert M.Moroney, The Family and the state, considerations for social policy, Longman, 1976, pp.17-24.

- (49) Clare Ungerson, Policy is personal, sex, gender, and informal care, Tavistock Publications, 1987, p.9, pp.37-38, pp.65-66 and pp.81-83.

- (50) Robert M.Moroney, op.cit., pp.10-11,Muriel Nissel and Lucy Bonnerjea, Family care of the handicapped elderly; who pay, Policy Studies Institute, 1982, pp.29-38, pp.47-59 and etc,Equal Opportunities Commission,

- The Experience of caring for elderly and handicapped dependants, EOC, 1980, pp.14-22, EOC, Who cares for the carers ?,opportunities for those caring for the elderly and handicapped, EOC, 1982, pp.5-20, EOC, Caring for the elderly and handicapped;community care policies and women's lives, EOC, 1982, pp.19-25, Ann Charlesworth and als, Carers and services; a comparison of men and women caring for dependant elderly people, EOC, 1984, pp.13-22.
- (51) EOC, The Experience of caring for elderly and handicapped dependants, op.cit., pp.23-27, EOC, Who care for the carers ? op.cit.,pp.28-29, Clare Ungerson, op.cit., pp.153-154.
- (52) 樋口恵子、前掲、1頁。
- (53) Office of Population Censuses and Surveys, Informal carers, a study carried out on behalf of the DHSS as part of the 1985 GHS, HMSO,1988, appendix C and p.36.
- (54) Office for National Statistics,Census 2001, definitions, TSO, 2004, p.29 and p.40.
- (55) Richard Madden, Focus on families, caring in families – support for persons who are older or have disabilities, Australian Bureau of Statistics, 1995, p.44.
- (56) Ministere du Travail, des Relations sociales et de la Solidarite, Le Guide de l'aide Familial, La Documentation francaise, 2008, p.11, 2 edition, 2009, p.11.
- (57) Nathalie Morel, Carers, in Tony Fitzpatrick and als, International encyclopedia of social policy, Routledge, 2006, pp.106-107.
- (58) Eurocarers, Guiding principles, http://www.eurocarers.org/about_principles.php.
- (59) Carers National Association, Caring for carers, conference proceedings, first international Conference on family care, CNA,1998, pp.9-13.
- (60) NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン『ケアラーを支えるために一家族（世帯）を中心とした多様な介護者の実態と必要な支援に関する調査研究報告書一』2011年3月、14－15頁。
- (61) Melanie Henwood, Ignored and invisible ? carers' experience of the NHS, report of a UK research survey commissioned by Carers National Association, CNA, 1998, p.13.
本文に紹介した結論と同様の認識は、ヨーク大学の研究者による調査やイギリス政府の政策文書『第3次介護者支援全国戦略』(2010年)、あるいは、アメリカの介護者団体による調査にも示される。Michael Hirst, Health inequalities and informal care: end of project report, Social Policy Research Unit, The University of York, 2004, pp.18-19, HM Government, Recognised, valued and supported: next steps for the carers strategy, HM Government, 2010, p.26, The National Alliance for Caregiving and AARP, Caregiving in the U.S., executive summary, NAC and AARP, 2009, p.11..
- (62) Carers National Association, Caring for carers, programme, first international conference on family care, CNA,1998, p.6, CNA, Caring for carers, conference proceedings, first international conference on family care, CNA,1998, pp.19-20.
- (63) Sir Roy Griffiths, Community care, agenda for action,a report to the Secretary of State for Social services by Sir Roy Griffiths, HMSO,1988, p.5, The Secretaries of State for Health, Social security, Wales and Scotland, Caring for people, community care in the next decade and beyond, HMSO,1989, forward and p.4.

- (64) Michael Bayley, Mental handicap and community care, a study of mentally handicapped people in Sheffield, Routledge & Kegan Paul, 1973, p.6.
- (65) J.Tizard and Jacqueline C.Grad, The Mentally handicapped and their families, a social survey, Oxford University Press, 1961, p.1.
- (66) Ibid., p.72. 比率は四捨五入で示されている。実数も示されていることから実数を元に再計算をすると、本文に紹介の順に44.8%、32.8%、10.4%、4.4%、7.6%である。
- (67) Ibid., p.60.
- (68) Ibid., p.53.
- (69) Ibid., p.93.
- (70) Michael Bayley, op.cit., Robert M.Moroney, op.cit., David Wilkin, Caring for the mentally handicapped child, Croom Helm, 1979.
- (71) Michael Bayley, op.cit., pp.236-261, Robert M.Moroney, op.cit., preface and p.21, David Wilkin, op.cit., p.28.
- (72) J.Tizard and Jacqueline C.Grad, op.cit., p.109.
- (73) 小田兼三訳、前掲、274頁。
- (74) 同上、訳者あとがき。
- (75) 例えば最近の業績として以下の成果がある。Christophe Capuano, Rapport intermediaire, aux origines des aidants familiaux, politique publique et prie en charge familiale des personnes malades, handicapees et agees dependants de la fin des années 1940 a la fin des années 1980, MiRe/DREES et CNSA, 2010.